

就学事務の手引き

～障がいのある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～



平成 2 6 年 3 月

熊本県教育委員会

はじめに

障がいのある子供を取り巻く教育の方向は共生社会の形成に向けて大きく変化しています。

「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月に国連総会において採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名、平成25年12月に国会で承認され、平成26年1月に国連事務局へ批准書の寄託を行いました。

同条約の教育に関する条文には、「インクルーシブ教育システム」や「合理的配慮」の理念が提唱され、これを踏まえた障害者基本法をはじめとする法の整備により、「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮」することや、「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない」こととされました。

これと並行して、文部科学省においても、中央教育審議会初等中等教育分科会で今後の特別支援教育の在り方についての議論が進められ、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」としてまとめられました。

同報告等を踏まえ、文部科学省では、障がいのある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正を行い、平成25年9月1日に施行されました。

本手引きは、障がいのある児童生徒の就学に関わる関係者が、学校教育法施行令改正の趣旨及び内容を十分に理解したうえで就学支援が円滑に行えるよう作成したもので、平成17年6月発行の「就学指導の手引き」の改訂版となります。内容としては、平成25年10月に文部科学省が発行した「教育支援資料」をもとに、本県の就学事務に必要な資料を含めて編集しています。

障がいのある子供の就学支援をより一層適切に実施するために、市町村教育委員会や各学校等の関係機関が本手引きを活用いただければ幸いです。

平成26年3月

熊本県教育委員会

※本手引きにおいては「障害」の表記については基本的には「障がい」とし、法令や通知及びこれらの引用に関する記述のみ「障害」を使用しています。

目 次

I 新しい就学支援の在り方

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 就学支援の在り方の見直し | 1 |
| 2 | 学校教育法施行令の改正の概要 | 2 |

II 就学先決定のプロセス

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 保護者への支援 | 5 |
| 2 | 合意形成 | 9 |
| 3 | 専門家からの意見聴取 | 10 |
| 4 | 就学先の決定 | 11 |
| 5 | 学びの場の柔軟な見直し | 11 |
| 6 | 個別の教育支援計画の作成と活用 | 12 |

III 一人一人の教育的ニーズに応じた教育

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育 | 13 |
| 2 | 障がいの種類・程度 | 14 |
| 3 | 学級編制、施設設備等 | 16 |
| 4 | 特別支援学校での教育 | 17 |
| 5 | 特別支援学級での教育 | 18 |
| 6 | 通級による指導 | 19 |
| 7 | 訪問教育 | 20 |
| 8 | 就学義務及び就学猶予・免除 | 21 |

IV 障がいの特性と教育の場

- | | | |
|---|------------|----|
| 1 | 視覚障がい | 22 |
| 2 | 聴覚障がい | 24 |
| 3 | 知的障がい | 26 |
| 4 | 肢体不自由 | 28 |
| 5 | 病弱・身体虚弱 | 31 |
| 6 | 言語障がい | 33 |
| 7 | 情緒障がい及び自閉症 | 35 |

8	学習障がい	3 8
9	注意欠陥多動性障がい	3 9

V 就学の手続き・流れ

1	新入学児童生徒の手続きは	4 1
2	就学時健康診断は	4 2
3	在学生の転学手続きは	4 3
4	就学の手続き・流れは	4 5
5	就学手続きに当たっての留意事項	5 1

VI 就学指導関係書類の様式

VII 関係法令等

VIII 関係資料

1	特別支援学校一覧	8 5
2	特別支援学校の県内分布	8 6
3	特別支援学級、通級指導教室の児童生徒数、学級数	8 7
4	関連機関一覧	8 8

I 新しい就学支援の在り方

1 就学支援の在り方の見直し

学校教育は、障がいのある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。その共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築には特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障がいのある子供と障がいのない子供が、できる限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくかどうか最も大切な視点となります。

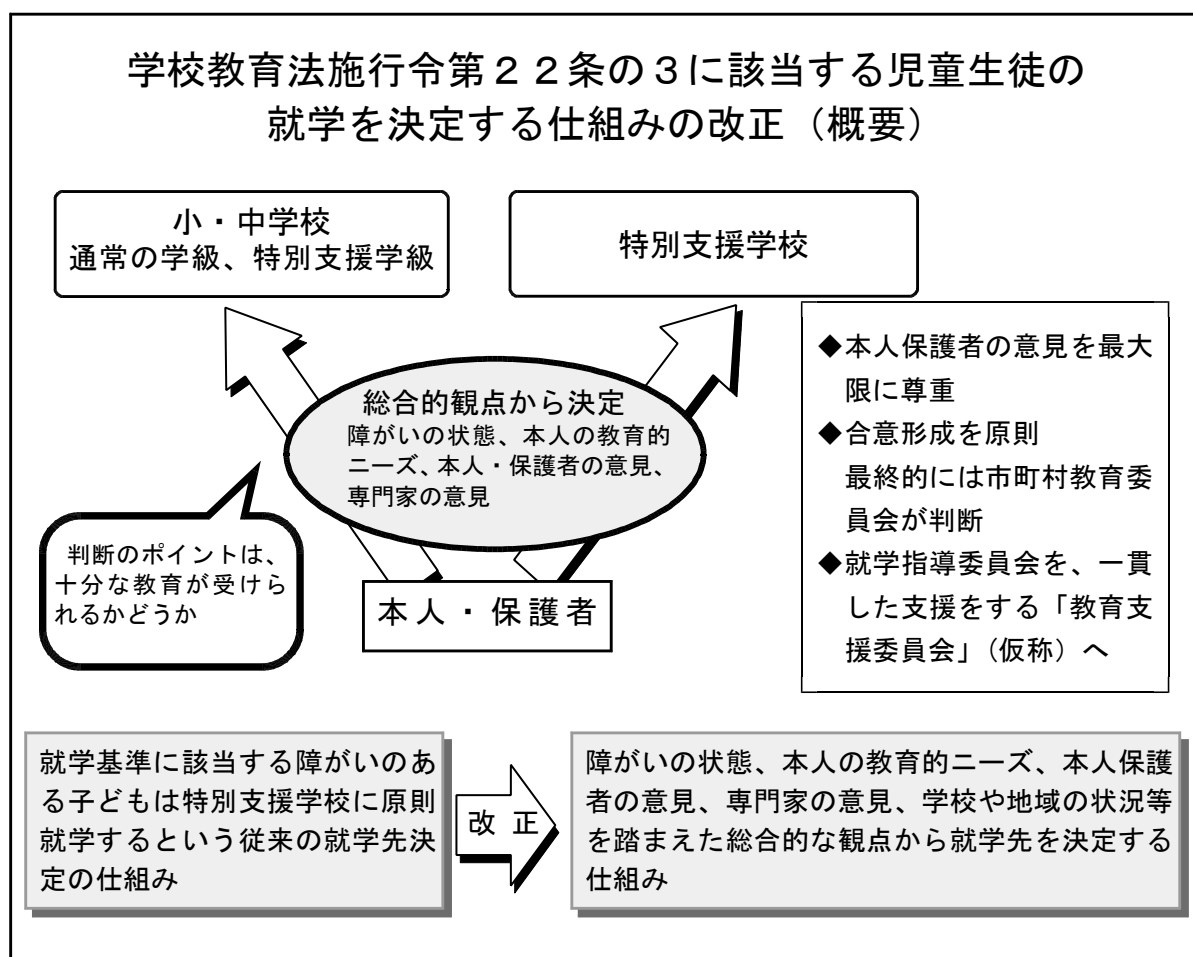
そのための環境整備として、個別の教育的ニーズのある子供に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。このため、小・中学校における通常の学級・通級による指導・特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要とされています。

平成24年7月に報告された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、「障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改める」ことが提言され、これを踏まえた学校教育法施行令の改正により、就学手続きの大幅な変更が行われました。



2 学校教育法施行令の改正の概要

学校教育法施行令第22条の3に該当する障がいのある児童生徒の就学先決定について、市町村教育委員会が、個々の児童生徒について、障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から十分な検討を行ったうえで、小・中学校又は特別支援学校のいずれかを判断・決定する仕組みに改められました。



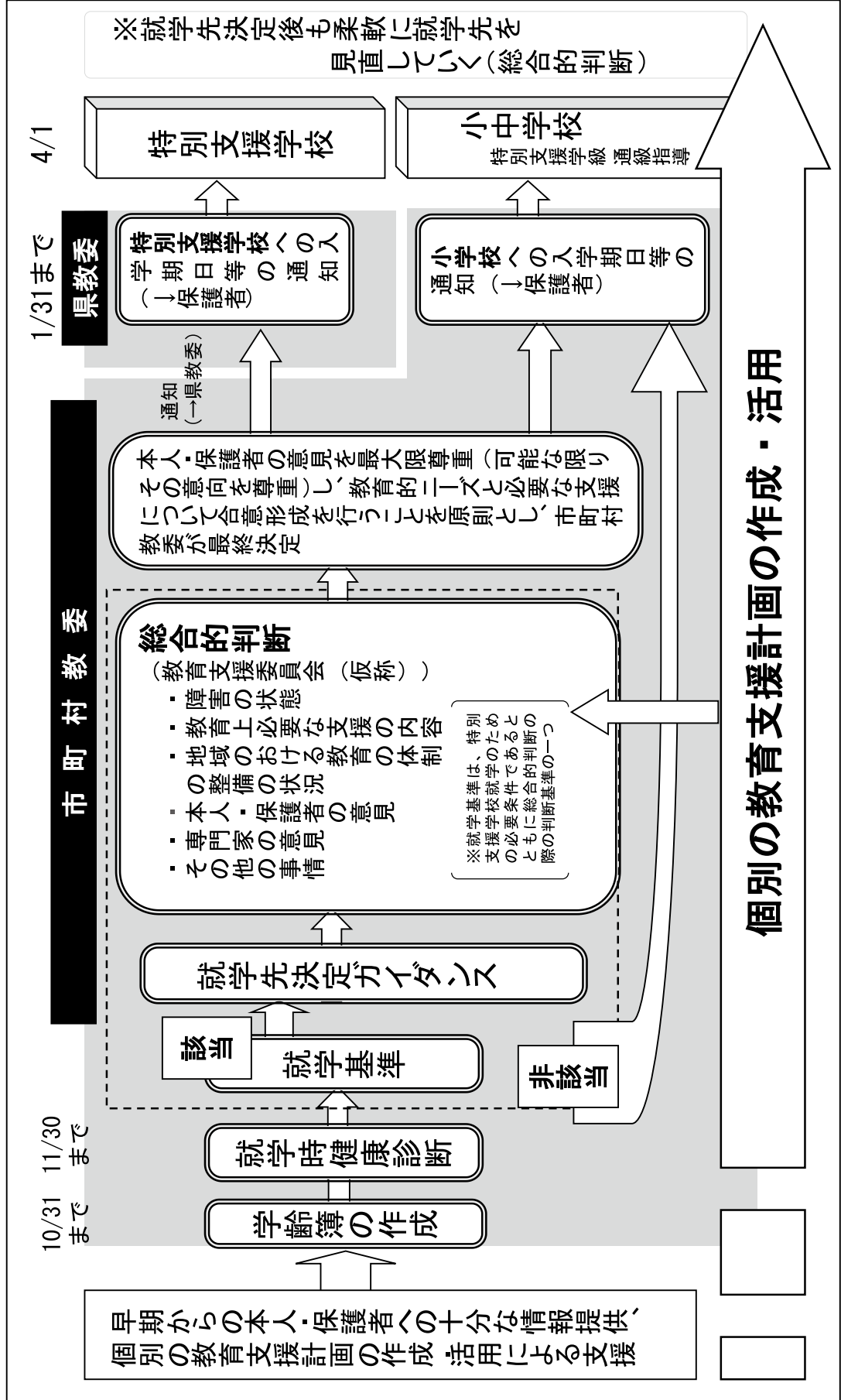
新たな仕組みでは、早期からの教育相談を通じて、障がいのある児童生徒及びその保護者に対して十分な情報を提供するとともに、その意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考えていく基本姿勢が必要となります。

また、就学指導委員会は、就学後も一貫して継続した支援を行う必要があることとして、「教育支援委員会」（仮称）等への機能強化を図ることとされています。

総合的な観点とは

- ①本人の障がいの状態
- ②本人の教育上必要な支援の内容（合理的配慮）
- ③地域における教育の体制の整備の状況
- ④本人・保護者の意見
- ⑤専門家の意見
- ⑥その他の事情

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



Ⅱ 就学先決定のプロセス

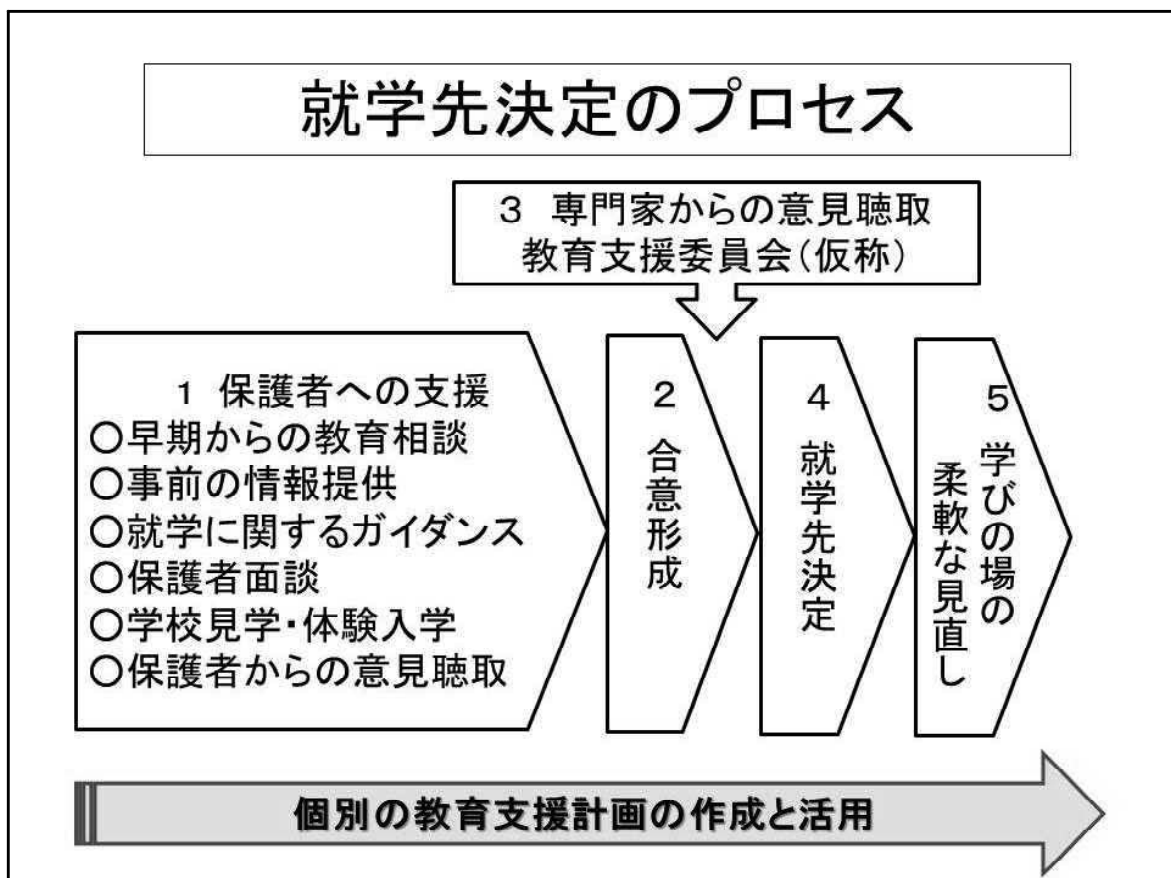
障がいのある子供の教育に当たっては、その障がいの状態等に応じて、可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。

このため、就学先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、子供の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的な判断をすることが重要です。

就学先決定に向けたプロセスを大まかに示すと、以下の図のようになります。

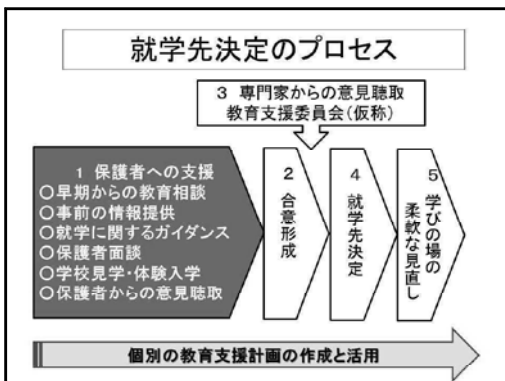
市町村教育委員会は、障がいのある子供に対する教育支援、すなわち、教育相談の実施や個別の教育支援計画の作成等を行うための体制整備を図るとともに、教育支援委員会（仮称）等の委員に専門性の高い人材を配置することが必要です。

また、就学先の決定に際して適切な判断ができるようにするため、早期支援に係る機関（認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関）との連携強化による情報の共有化を推進するための体制整備も必要となります。



1 保護者への支援

■早期からの教育相談



障がいのある子供に、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障がいのある子供を支える家族に対する支援という観点からも、大きな意義があります。

早期から専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健、労働等との連携の下に早急に確立することが必要で、保健師との連携を密にしたり、サポートファイル等（12頁参照）を活用したりするなどの工夫をする必要があります。

■教育相談関係者の心構え

(1) 保護者の置かれた状態や考え・心情を理解する

我が子に障がいがあると初めて伝えられたとき、多くの保護者に動揺が見られます。保護者によっては、障がいの理解にかなりの時間を要する場合もあり、一人一人の保護者の心理状態を良く理解した上で、長期的できめこまかな対応が望まれます。相談者は、このような保護者の心情や、子供の現在までの治療・療育歴、育児等の経過について傾聴するとともに、共感的理解に努め、保護者との信頼関係を築きながら、温かい人間関係の中で相談に当たることが大切です。

(2) 保護者の伴走者として対応し、すべきことの優先順位を共有する

早期における教育相談に当たっては、多くの保護者は我が子の障がいにとまどいを感じ、不安を抱いている時期であることから、保護者の気持ちを十分にくみ取り、方向を指し示すというよりも、保護者とともに子供の将来について話し合うといった教育相談を行うことが大切です。

そのため、短期的な目標、中長期的な目標を明確にして、これからすべきことの優先順位を保護者と共有するとともに、子供の成長を確かめ合い、共に喜べるようなかわりを継続することが重要です。

(3) 保護者の意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考える姿勢を保つ

保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なる場合があります。保護者の思いを受け止めるとともに、本人の教育的ニーズは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞くとともに、本人・保護者が置かれた状況を十分に把握しつつ、共通認識を醸成していくことが重要です。

(4) 就学先決定後も支援を続ける（ライフステージに応じた支援）

就学先は、子供一人一人の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に変更ができることを、関係者で共通理解していくことが重要です。

定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、総合的な観点から就学先を変更できるようにしていくことが大切です。

■事前の情報提供

教育相談の初期段階において、相談者は、保護者に対し、子供にとって「今、どのような学びが必要であるか」を認識できるような援助をすることが大切です。

その際、様々な情報を、保護者が理解しやすい表現で示し、また、特別な教育的対応の必要性について保護者が判断できるような情報を提供していくことが必要です。

(1) 啓発資料の活用

必要な情報に手軽にアクセスできることが必要であり、教育委員会のホームページへの掲載やパンフレットの作成など様々に考えられます。学校紹介DVD、学校紹介のパンフレット、ホームページ等なども有効です。

(2) 先輩の保護者等の経験に学ぶ機会の設定

既に就学している子供の保護者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験集を活用したりすることが有効です。

■就学に関するガイダンス

就学に関するガイダンスとは、円滑な就学先決定のために、本格的な就学期の相談が開始される以前の適切な時期に、本人・保護者に対してあらかじめ就学先決定についての手続の流れや、就学先決定後も柔軟に転学できることなどについてガイダンスを行うことです。

ガイダンス実施上の留意点

具体的な就学の検討の開始に先立って実施するガイダンスに当たっては、保護者に対し、上記に加え就学相談や学校見学・体験入学等のスケジュール、また、就学先について意見聴取が行われることなどを伝え、その理解を促すことがガイダンスのポイントです。

■保護者面談

保護者面談では、子供の発達や障がいの状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育内容や方法に関する保護者の意向、就学先に対して保護者が希望することなどを聴取します。

その際、早期からの支援を通してサポートファイル（12頁参照）などの「個別の支援ファイル」が作成されている場合にはその活用を徹底し、生育歴や家庭環境等の情報を不必要に繰り返し尋ねることなどが無いよう、十分留意する必要があります。

保護者面談に当たっての留意事項

- 保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、静かでくつろげる場の設定に配慮すること。
- 限られた時間の中での大切な出会いであることを念頭に置いて、相互の信頼関係を築くことに心がけること。

- 相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、教育に対する保護者の意向等に十分耳を傾けること。
 - 保護者に不安を与えたり、不快感を与えたりするような対応をしないこと。
 - 保護者の持つ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供すること。
 - 面談担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておくこと。
-

■学校見学・体験入学

保護者の多くは、就学予定の学校で、自分の子供にどのような学習内容を、どのような方法で行うのか、子供の成長・発達の見通しなどについて、具体的に知りたいと考えています。

このような保護者の希望に応え、保護者の十分な理解を得るため、学校との連携や協力を十分に図りながら、具体的な情報提供の機会となる学校見学や体験入学の機会を活用するよう、保護者へ積極的に働きかけることが大切です。

学校見学に当たっての留意事項

- 見学場面では、学習内容のねらいや次にどのような学習に発展していくのかなどについて、具体的に説明することが大切です。
- 市町村教育委員会の担当者も可能であれば同行し、情報を共有することが大切です。
- 就学した場合には、どのような指導や配慮を受けることができるのか、子供の成長・発達の見通しはどのようなか等について、具体的に知らせることが大切です。
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校など、いくつかの就学予定先の見学の機会を設け、幅広い視点を保護者が持てるようにすることも大切です。
- 学校見学の終了後には、見学した学校に関する保護者の疑問や感想を確認し、今後の相談の進め方や手続等について説明することが必要です。
- 学校見学は、保護者の理解と納得が得られるまで、複数回行う必要がある場合もあります。
- 学校見学時に、当該学校での受け入れが可能であるというような誤解を与える発言がないように留意が必要です。

体験入学に当たっての留意事項

- 体験入学は、就学前に子供が学校の日課に従って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものです。
 - 子供が実際に授業に参加している姿を、保護者が見学することにより、子供の能力や適性、教師の関わり方、教育内容・方法について、具体的かつ、より客観的に知ることができる機会となります。
 - 体験入学に参加する子供にとっては、慣れない場での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮が必要です。
-

■保護者からの意見聴取

就学先の検討に際しては、保護者の意見を聞くことが法律で義務づけられています。(学校教育法施行令第18条の2)

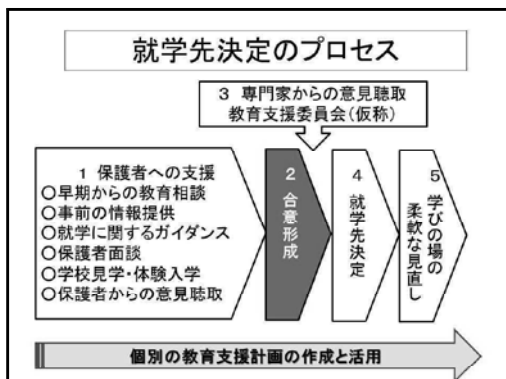
特別支援学校に就学する場合、聞き取った内容は「特別支援学校該当者と判断した経緯の説明書」に記載することになります。

意見聴取に当たっての留意事項

- 就学先及び就学後の支援の内容等について説明をした後、保護者が考える時間を十分に確保しておく必要があります。
- あらかじめ両親や家族で相談しておくことを勧めたり、既に就学している子供の家族に相談できる機会を設けたりなどの取組も有効です。
- 障害者基本法第16条第2項に、「障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」旨が規定されていることに留意が必要です。



2 合意形成



新たな就学先決定の仕組みにおいて、最も重要な理念の一つが、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等との合意形成です。

就学先の決定に際しては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行います。

なお、この際に、合理的配慮の内容についても合意形成を図ることが求められます。

合理的配慮

「合理的配慮」とは、障害者の権利に関する条約において提唱された新たな概念です。中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障がいや理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要があります。

合理的配慮の観点は以下のとおりです。

【① 教育内容・方法】

<①-1 教育内容>

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

<①-2 教育方法>

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

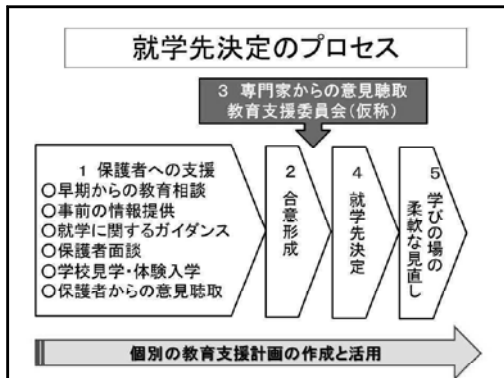
【② 支援体制】

- ②-1 専門性のある指導體制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

【③ 施設・設備】

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

3 専門家からの意見聴取



就学先の検討に際しては、教育学、医学、心理学その他の専門的知識を有する者の意見を聞くことが法律で義務づけられています。(学校教育法施行令第18条の2)

特別支援学校に就学する場合、聞き取った内容は「特別支援学校該当者と判断した経緯の説明書」に記載することになります。

就学指導委員会の機能拡充

文部科学省は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、これまでの就学指導委員会について機能の拡充を図った「教育支援委員会(仮称)」を提唱しています。

以下のような機能の拡充が考えられます。

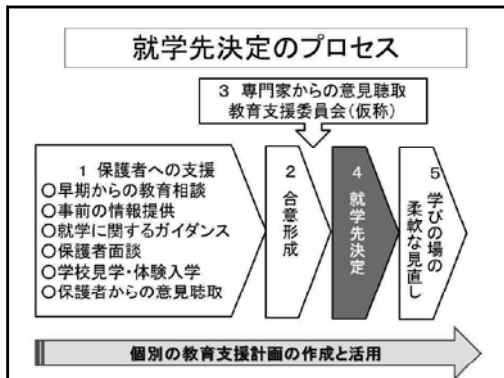
- (1) 障がいのある子供の状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障がいのある子供の情報を継続的に把握すること。
- (2) 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。
- (3) 教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- (4) 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- (5) 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- (6) 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- (7) 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行うこと。
- (8) 「合理的配慮」について、提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

[関係法令] 学校教育法施行令

(保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取)

第18条の2 市町村の教育委員会は、児童生徒のうち視覚障害者等について、第5条(第6条(第2号を除く)において準用する場合を含む。)又は第11条第1項(第11条の2、第13条の3、第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

4 就学先の決定



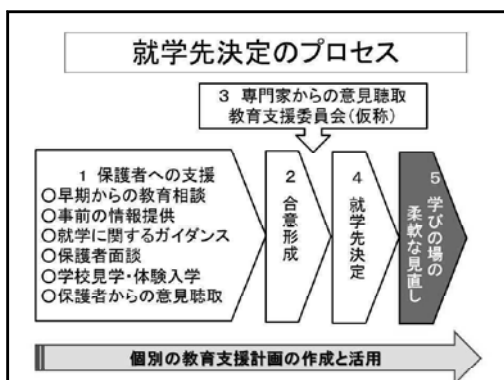
本人・保護者と教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行ったうえで、最終的には市町村教育委員会が、就学先を決定します。

就学先決定に当たっては、就学先で十分な教育を受けられる環境が確保されているかどうかの視点が最も重要です。

就学先決定に当たっての基本姿勢

- 障がいのある子供と障がいのない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきです。その場合、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点です。
- 保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ます。保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要です。

5 学びの場の柔軟な見直し



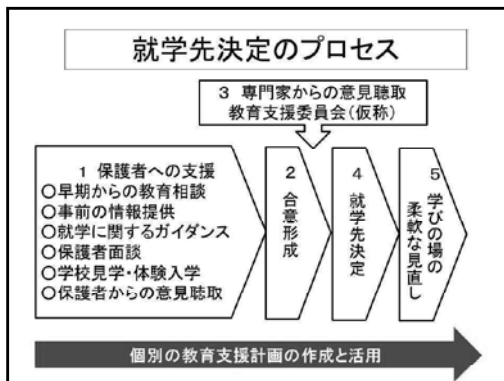
小学校や特別支援学校就学後、障がいの状態の変化や指導・支援を行う場の検討の結果、就学先を変更することが適切と考えられる子供もいます。

就学時に、小学校6年間、中学校3年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、子供の発達程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら柔軟に転学等ができることを、関係者で共通理解しておくことが重要です。

継続的な教育相談

- 子供の教育的ニーズ等の変化に適切に対応するためには、就学先からの情報収集や、保護者への意見聴取などを継続的に行う必要があります。
- 個別の教育支援計画の作成・活用を推進し、その内容の充実を図るとともに、同計画を定期的に見直すことを通じて、継続的な教育相談を行う必要があります。
- 各学校における校内委員会の体制整備や、教育委員会等による専門家チームの派遣や定期的な巡回教育相談を通じた各学校への支援が必要です。
- 「教育支援委員会(仮称)」には、児童生徒の就学後の「学びの場」の変更等についての助言も、役割に含まれていることに留意する必要があります。

6 個別の教育支援計画の作成と活用



市町村教育委員会は、原則として翌年度の就学予定者を対象に、それまでの支援の内容、その時点での教育的ニーズと必要な支援の内容等について、保護者や認定こども園、幼稚園、保育所、医療、福祉、保健等の関係機関と連携して、「個別の教育支援計画」等として整理し、就学後は、学校が作成する個別の教育支援計画の基となるものとして就学先の学校に引き継ぐものとしします。

早期からの一貫した支援のためには、相談支援ファイルなどを活用し、障がいのある幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し、活用していくことが求められます。

このような観点から、市町村教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所等において作成された個別の教育支援計画等や、児童福祉法等に基づき作成される個別の支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障がいのある幼児児童生徒に関する情報を一元化し、小・中学校へ引き継ぐなどの取組を進めていく必要があります。

相談支援ファイル

「相談支援ファイル」とは、早期から就労に至るまでの一貫した支援を目指して、一人一人の発達に関わる記録やこれまでの支援の様子等の記録を綴じたファイルのことです。

原則として、保護者や本人が中心となって記録・保管し、必要に応じて関係機関や支援者等に情報提供を行い、支援者同士が支援を必要としている人の共通理解を図るようになるものです。

相談支援ファイルは、各市町村の福祉部局が中心になって運用されている場合が多く、名称も各市町村によって異なる場合があります。代表的なものとして、宇城市で作られている「よかこファイル」や県福祉部局で作成された「サポートファイル」があります。

市町村教育委員会においては、保護者が本ファイルを所持している場合があることを念頭に置き、就学相談にあたる必要があります。

Ⅲ 一人一人の教育的ニーズに応じた教育

1 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

また、知的な遅れのない学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）・高機能自閉症等（以下、「発達障がい」と言う。）も含めて、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

インクルーシブ教育システムでは、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

このようなことから、通常の学級をはじめ、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を用意し、障がいのある幼児児童生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対して、それぞれの教育的ニーズに応じた適切な教育を行う必要があります。



2 障がいの種類・程度

障がいのある児童生徒のうち、学校教育法第75条に定める者の障がいの程度については、学校教育法施行令第22条の3に規定されています。また、小・中学校の特別支援学級において教育する場合、及び「通級による指導」を行う場合の対象となる障がいの程度については、平成25年10月4日付け25文科初第756号通知（※75頁参照）に示されており、これらをまとめると以下の表のようになります。

今回の学校教育法施行令の改正により、障がいの状態（第22条の3の該当の有無）に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、児童生徒の就学先を個別に判断し決定することが重要です。

法令等に規定されている障がいの種類と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
	学校教育法施行令第22条の3による	平成25年10月4日付け25文科初第756号通知による	
視覚障がい・弱視	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高いもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障がい・難聴	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障がい	1 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
	学校教育法施行令第22条の3による	平成25年10月4日付け25文科初第756号通知による	
病弱・ 身体虚弱	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	1 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障がい		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではないものに限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準じるもの（これらの障がいの主として他の障がいに起因するものではないものに限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・ 情緒障がい		1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 2 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの 情緒障がい 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障がい			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障がい			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

3 学級編制、施設設備等

(1) 学級編制

障がいのある児童生徒の教育については、その障がいの状態や特性等が極めて多様であり、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要であるため、学級編制その他の教職員配置について特別の配慮がなされています。

公立の特別支援学校と小・中学校の特別支援学級の学級編制及び教職員定数については、法律でその標準が定められています。

学級編制に関しては、1学級の児童生徒数の標準は以下の表のとおりです。

このほかに、自立活動担当教員、寄宿舎指導員等の配置などについて充実・改善が図られています。

特別支援学校	小・中学部	6人
	高等部	8人
	小・中・高等部 重複障がい学級	3人
小・中学校特別支援学級		8人

(2) 施設設備

公立の特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の施設設備をより障がいの状態等に適したものとし、教育環境を整備するため、これらの学校の施設設備費については、国が一定割合を負担（補助）しています。また、障がいに応じた適切な教育を行うために必要となる拡大読書器、集団補聴設備等その他特別の教育設備についても、補助が行われています。

(3) 就学奨励費

特別支援学校と特別支援学級に就学する児童生徒、及び通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒の保護者に対しては、負担を軽減し、就学を容易にするため、就学に必要な諸経費について、保護者の負担能力に応じて国及び地方公共団体が、全部または一部を補助する特別支援教育就学奨励費の制度が設けられています。

《補助の対象となる主な経費》

教科用図書購入費、学校給食費、交通費 [通学費 (本人・付添人)、帰省費 (本人、付添人)、職場実習費、交流学习費]、寄宿舎居住費、修学旅行費 (本人・付添人)、宿泊生活訓練費 (本人・付添人)、校外活動費 (本人・付添人)、職場実習費 (宿泊費)、学用品購入費、通学用品購入費、新入学児童生徒学用品費、

※これらは、特別支援学校または特別支援学級・通常の学級の別、就学する学部、他制度受給の有無等により対象となる経費が異なり、さらに、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて、全額補助、半額補助、補助なし等に分かれます。

4 特別支援学校での教育

特別支援学校が対象とする障がいの種類は、学校教育法施行令第22条の3に規定されている程度（14頁参照）の視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の5障がいで、県内の特別支援学校19校はそれぞれの障がいの種類を主として教育を行うかを定めています。*

特別支援学校の教育課程は、原則として、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずることとなっているほか、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目標とする「自立活動」が、特別支援学校独自の指導領域として設けられています。

※特別支援学校の教育課程の基準としては、特別支援学校の「幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領」が告示。

学校教育法施行規則及び学習指導要領が示す種々の特例等によって、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるように配慮されています。

【本県の特別支援学校の学校数、幼児児童生徒数】（県立、国立、市立計）
(H25. 5. 1現在)

区 分	学校数	幼 児 児 童 生 徒 数					合 計
		小学部	中学部	高 等 部		幼稚部	
				本科	専攻科		
視覚障がい	1	14	5	9	26	7	61
聴覚障がい	1	21	15	27	2	13	78
知的障がい	11	274	271	686			1,231
知的障がいと 肢体不自由	2	19	15	115			149
肢体不自由	2	15	8	12		9	44
病 弱	1	26	30	54			110
合 計	18	369	344	903	28	29	1,673

※平成26年4月1日に、県立熊本かがやきの森支援学校が開校するため、本県の特別支援学校は19校となる。

【関係法令】

「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則」（※72頁参照）

5 特別支援学級での教育

特別支援学級は、特別支援学校に比べると障がいの程度（※14頁参照）が軽度で、通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に必要な応じて設けられる特別に編制された学級です。

教育課程

特別支援学級では、原則として、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領に準じて教育が行われますが、特に必要な場合は、学級の実態や児童生徒の障がいの程度を考慮の上、特別支援学校の学習指導要領等を参考にすることで特別の教育課程を編成したり、児童生徒の障がいに基づく種々の困難を主体的に改善・克服し、自立し、社会参加するための特別の指導（自立活動）が行われたりしています。

特別支援学級の種類

弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、自閉症・情緒障がい

[本県の特別支援学級の学級数・児童生徒数]

(H25.5.1現在)

区 分	小学校		中学校		合 計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童生徒数
弱 視	7	7	2	2	9	9
難 聴	41	51	12	13	53	64
知 的 障 がい	280	850	132	409	412	1,259
肢 体 不 自 由	69	80	27	32	96	112
病 弱 ・ 身 体 虚 弱	38	49	10	13	48	62
言 語 障 がい	0	0	0	0	0	0
自 閉 症 ・ 情 緒 障 がい	326	1,229	134	459	460	1,688
合 計	761	2,266	317	928	1,078	3,194



6 通級による指導

「通級による指導」とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障がいの程度が軽度の児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行うものです。

教育課程

障がいに応じた特別の指導*を小・中学校の教育課程に加えるか、またはその一部に替えることにより編成することとなっています。

※障がいに基づく種々の困難を主体的に改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うことをねらいとする指導（自立活動の指導）を中心とし、特に必要があるときは、各教科の補充指導を含む。

授業時数

週当たり1～8単位時間程度が標準となっています。学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者については、月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合があることから、月当たり1単位～週当たり8単位が標準となっています。

対象となる障がいの種類

言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、学習障がい、注意欠陥多動性障がい

[本県の通級指導教室の数・児童生徒数]

(H25. 5. 1現在)

区 分	小学校		中学校		合 計	
	教室数	児童数	教室数	生徒数	教室数	児童生徒数
言語障がい	24	258	0	0	24	258
自閉症	14	185	2	27	16	212
情緒障がい						
弱 視	0	0	0	0	0	0
難 聴	3	20	2	3	5	23
肢体不自由	0	0	0	0	0	0
病弱・身体虚弱	0	0	0	0	0	0
学習障がい	40	335	13	83	53	418
注意欠陥多動性障がい						
合 計	81	798	17	113	98	911

7 訪問教育

障がいのため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、特別支援学校から教員を家庭、児童福祉施設や病院などに派遣して指導を行う、訪問教育が行われています。

訪問教育による授業時数は、個々の児童生徒の負担等も考慮しつつ実施されており、おおむね週当たり2回、1回2時間程度となっています。

訪問教育の教育内容

対象となる児童生徒の実態に即して、さまざまな指導内容が用意され、教材・教具等を工夫し、児童生徒一人一人に応じた指導がなされています。

また、在籍する特別支援学校に登校して、同学年の学習に参加したり、運動会や学習発表会等の行事への参加など、他の児童生徒と活動をともにするスクーリングも、児童生徒の障がいの状態や体調に応じて実施されています。

訪問教育の対象児童生徒

対象となる児童生徒は、就学は可能であるものの、障がいの状態が重度であるかまたは重複しており、障がいのため学校へ通学して教育を受けることが困難な者になっています。

訪問教育を実施する特別支援学校

平成25年5月現在、県内6校の特別支援学校で、合計43人の児童生徒が訪問教育を受けています。

松橋支援学校、芦北支援学校、苓北支援学校、黒石原支援学校、球磨支援学校
熊本支援学校（平成26年4月からは熊本かがやきの森支援学校に移行）
松橋東支援学校（熊本県立こども総合療育センターに入院する児童生徒を対象に平成26年4月から実施）



8 就学義務及び猶予・免除

(1) 就学義務

憲法、教育基本法及び学校教育法に基づき、保護者は、その保護する子女を、満6才に達した日の翌日以後の最初の学年の始めから、満15才に達した日の属する学年の終わりまでの9年間、小・中学校または特別支援学校の小学部または中学部に就学させる義務を負っています。この義務に基づく必要な手続に関しては、学校教育法施行令に定められています。

また、学校教育法において、市町村は児童生徒を就学させるのに必要な小・中学校の設置を、都道府県は施行令第22条の3で定める程度の障がいのある児童生徒を就学させるのに必要な特別支援学校の設置が義務づけられています。

(2) 就学猶予・免除

学校教育法においては、病弱、発育不完全（治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者）その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、その保護者の願いにより市町村の教育委員会は就学義務を猶予または免除することができる旨が規定されていますが、これは就学義務の例外的な措置として扱われるべきものです。

[関係法令]

学校教育法 第18条

前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

学校教育法施行規則 第34条〔就学義務の猶予・免除等〕

学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。

熊本県立特別支援学校学則 第19条

児童又は生徒が、病気その他やむを得ない事由のため就学困難となったときは、保護者は医師の証明書等その事由を証するに足る書類を添えて当該児童又は生徒の住所の在する市町村の教育委員会に就学義務の猶予又は免除を願い出なければならない。

2 前項による就学義務の猶予又は免除を受けたときは、保護者は、その旨を校長に届け出るものとする。

IV 障がいの特性と教育の場

1 視覚障がい

(1) 視覚障がいとは

視力障がい、視野障がい、色覚障がい、光覚障がい（明順応障がい、暗順応障がい）など視機能の永続的低下により学習や生活に支障がある状態をいいます。

教育上特別な支援や配慮を要する視覚障がいには次のような条件が伴います。

○両眼ともに視機能が低下していること。

○手術を行ったとしても現状以上の視機能の回復が望めないこと。

○視力障がい

近視や乱視などの屈折異常を適切に矯正しても両眼の視力が低く、教育上特別な支援を要する場合を視力障がいであるという。

一般的に両眼の矯正視力が0.3程度まで低下すると、黒板や教科書の文字や図などを見るのに支障を来し、教育上特別な支援や配慮が必要になる。明暗も分からず視力が全くない状態を「光覚なし」といい、視力は0である。

○視野障がい

視野とは、正面を見ている場合に、上下左右などの各方向がどの付近まで見えるかという範囲であり、その範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものが「求心性視野狭窄」という。視野が中心部10度以内になると、視力が低下しなくても著しく不自由（視野狭窄）になる。

逆に、周囲は見えるが、中心部だけが見えない場合（中心暗点）があり、この場合は視力が低下するので、視力障がいとして取り扱われるのが一般的。

○光覚障がい

光覚障がいには、暗順応障がいと明順応障がいがある。

- ・「暗順応」は、うす暗い光に次第に慣れる現象で、暗順応障がいは、暗いところではほとんど見えず、夜道などを歩くのに困難を感じる（夜盲といわれる）状態。
- ・「明順応障がい」は、明るいところで見えにくい（昼盲といわれる）状態。

(2) 視覚障がいのある児童生徒の教育の場

① 特別支援学校（視覚障がい）

視覚障がいの特別支援学校には、本県では幼稚部、小学部、中学部、高等部が設置され、一貫した教育が行われています。通常の幼稚園、小・中学校、高等学校に準じた教育内容に加え、点字教育や触覚・聴覚などを効果的に活用できるようにする指導や白杖による一人歩きの技能を身に付けるための指導など、幼児児童生徒の障がいに基づく種々の困難を改善・克服するための自立活動を実施しています。

高等部（専攻科を含む。）には、普通科のほかに、専門教育を主とする学科として、
療科、保健療科が設置されており、特色ある職業教育が行われています。

また、通学が困難な児童生徒のために寄宿舎が設けられています。

②弱視特別支援学級

弱視特別支援学級では、直射日光を避けたり教室の照度を調節したりするためのカーテン等を設置したり、楽な姿勢で読書や作業を行うことのできる机や書見台を整備したりするなど、弱視の児童生徒の見やすい学習環境を整えるとともに、保有する視力を最大限に活用した見方を育てるための特別の指導や配慮をしながら、各教科等の指導を実施しています。

③通級による指導（弱視）

教科等の学習は、通常の学級でほぼ支障なく行うことができる軽度の視覚障がい
の児童生徒の場合、通常の学級で視覚障がいに留意した指導を行います。併せて、
通級による指導を受ける場合、特別の教育課程として、目と手の協応動作や、視覚
補助具の活用等の指導などの自立活動に関する特別な内容を、障がいの状態に合わ
せて、週当たり1～8時間程度の指導を行います。

④通常の学級における指導

軽度の視覚障がいの児童生徒について、教科等の学習を通常の学級で指導する場
合には、拡大教科書等の拡大した教材の活用や、照明や外からの光の入り方に配慮
する等、個々の児童生徒の障がいの状態や各学校の実情を踏まえて適切な配慮を工
夫することが必要です。



2 聴覚障がい

(1) 聴覚障がいとは

聴覚機能の永続的低下により、身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態を言います。一般的には聴力障がいのことを指します。

聴覚障がいの分類

伝音難聴

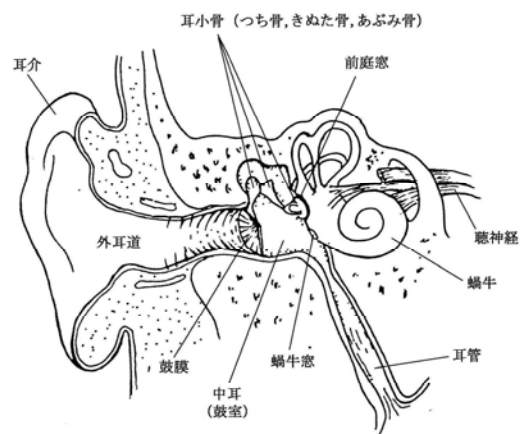
- ・外耳（耳介、外耳道）、中耳（鼓膜、鼓室、耳小骨、耳小骨筋）における障がい
- ・一般に音が小さく聞こえる。

感音難聴

- ・内耳（蝸牛、前庭、半規管）、聴覚伝導路、聴中枢における障がい
- ・小さく聞こえるだけでなく、音がひずんで聞こえることが多い。

混合性難聴

- ・伝音性と感音性の聴覚障がい併存



(2) 聴覚障がいの程度による特徴

○平均聴力レベル25～40 dB

通常の話し声を4～5 m、ささやき語を50 cm以内で聞き取ることができ、一対一の会話場面での支障は少ないが、日常生活面では聞き返しが多くなる。しかし、学校などの集団の中では周囲の騒音に妨害されて聞き取れないことがある。

○平均聴力レベル40～60 dB

通常の話し声を1.5～4.5 mで聞き取れるので、言語習得前に障がいが生じた場合でも、家庭内での生活上の支障は見逃されやすいが、学習面での困難を生じ得る。

○平均聴力レベル60～90 dB

通常の話し声を0.2～1.5 mで聞き取れるので、補聴器の補聴が適正であれば、音声だけでの会話聴取が可能である場合が多い。

○平均聴力レベル90 dB以上

言語習得前に障がいが生じた場合は、早期からの教育的対応は必須である。また、人工内耳の装用も選択肢の一つとして考えられる。

(3) 聴覚障がいのある児童生徒の教育の場

①特別支援学校（聴覚障がい）

聴覚障がいの特別支援学校は、聴覚障がいの程度が比較的重度の児童生徒のための学校で、本県では幼稚部、小学部、中学部及び高等部が置かれ、一貫した教育が行われています。

通常の幼稚園、小・中学校、高等学校に準じた教育内容に加え、聴覚活用や言語発達のための内容や、障がいの自覚や心理的な諸問題に関するものなど、児童生徒の障がいに基づく種々の困難を改善・克服するための自立活動を実施しています。

高等部（専攻科を含む。）には、普通科のほかに、専門教育を主とする学科として、理容科が設置されており、特色ある職業教育が行われています。

また、通学が困難な児童生徒のために寄宿舎が設けられています。

②難聴特別支援学級

難聴特別支援学級は、聴覚障がいの程度が比較的軽度の児童生徒のための特別支援学級であって、主として音声言語（話し言葉）の受容・表出（聞くこと・話すこと）についての特別な指導をすれば、通常の教育課程や指導方法によって学習が進められるような児童生徒を主な対象としています。

教育の内容は、小・中学校におけるものに加えて、特別な必要性に応じたものとしては、聴覚活用に関すること、音声言語（話し言葉）の受容（聞き取り及び読話）と表出（話すこと）に関することが主となります。

さらに、必要に応じて、言語（語句、文、文章）の意味理解や心理的問題、人間関係などの改善についての内容も取り上げられます。

③通級による指導（難聴）

通級による指導では、聴覚障がいの程度が軽度の児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分は通常の学級で行いつつ、一部障がいに応じた特別の指導が実施されています。

こうした通級指導教室では、聴覚障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導を行います。特に必要があるときは、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を行う場合もあります。

④通常の学級における指導

聴覚障がいの程度が軽度の場合には、通常の学級で留意して指導することが適当な場合もあります。

この場合の留意事項は、主に指導方法に関することとして、教室の座席配置、授業の際の教師の話し方などの工夫により、話し言葉によるコミュニケーションの円滑化を図ることが必要です。教室内の音環境を考慮し、FM補聴器等を使用して、教師の声が安定して聴覚障がいの児童生徒に届くような配慮や、補助教材等の工夫が必要です。

3 知的障がい

(1) 知的障がいとは

知的障がいとは、一般的に同年齢の子供と比べて「認知や言語などにかかわる知的機能」が著しく劣り、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇活用などについての適応能力」も不十分なため、特別な支援や配慮が必要な状態をいいます。

(2) 障がいの状態の把握

知的障がいの状態の把握に当たっては、障がいの有無、学校生活における支援や配慮の必要性について実態を把握する必要があります。

○知的機能に関する検査等

標準化された個別式の知能検査や発達検査などを用いることが必要です。知能検査や発達検査の結果は、精神年齢(MA)、発達年齢(DA)、知能指数(IQ)、発達指数(DQ)などで表されます。検査によっては、知能偏差値で表されることもあります。

○適応行動の困難性に関する調査

適応行動の困難性については、次のような観察や調査等で把握する必要があります。

①概念的スキルの困難性

言語発達：言語理解、言語表出能力など
学習技能：読字、書字、計算、推論など

②社会的スキルの困難性

対人スキル：友人関係など
社会的行動：社会的ルール理解、集団行動など

③実用的スキルの困難性

日常生活習慣行動：食事、排泄、衣服着脱、清潔行動など
ライフスキル：買い物、乗り物の利用、公共機関の利用など
運動機能：協調運動、体育技能、持久力など

標準検査に加えて、行動観察を行うことも大切です。また、プライバシーに十分配慮しながら家庭生活についての調査を実施することも必要です。標準化された生活能力に関する検査の結果は、社会性年齢(SA)と社会性指数(SQ)で表されます。社会性年齢(SA)や社会性指数(SQ)と精神年齢(MA)や知能指数(IQ)または発達年齢(DA)や発達指数(DQ)などを対比することにより、発達の遅れの状態や環境要因の影響などが明らかになることがあります。

(3) 知的障がいのある児童生徒の教育の場

①特別支援学校(知的障がい)

知的障がいの特別支援学校には、小学部、中学部、高等部が設けられており、一貫した教育が行われています。本県では、高等部のみの学校や高等部分教室を設けている学校もあります。

一人一人の児童生徒の全人的発達を図り、その可能性を最大限に伸ばすという点

では、基本的に小学校、中学校及び高等学校と同様です。しかし、児童生徒の障がいの特性を考慮し、日常生活や社会生活の技能や習慣を身に付けるなど、望ましい社会参加のための知識、技能及び態度を養うことに重点を置いています。

教育課程は、児童生徒の発達段階や経験などを踏まえ、実生活に結び付いた内容を中心に構成していることが大きな特色です。各教科の目標と内容は、児童生徒の障がいの状態などを考慮して、小学校、中学校、高等学校とは別に独自のものを設定しています。

実際の指導に当たっては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動などの各教科等を合わせた指導の形態として、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習なども行われています。

※各教科等を合わせた指導

●日常生活の指導

- ・児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に支援する。
- ・衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、決まりを守ることなど、集団生活をする上で必要で基本的な内容等を扱う。

●遊びの指導

- ・遊びを学習活動の中心に据えて、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育てていくもの。

●生活単元学習

- ・児童生徒が生活上の目標を達成したり課題解決のための一連の目的活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際の・総合的に学習する。

●作業学習

- ・作業活動を学習活動の中心に据え、働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する。
- ・作業種目は、農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、窯業、印刷、調理、食品加工、クリーニング、販売、清掃、接客等、多種多様。

②知的障がい特別支援学級

原則として小・中学校の学習指導要領に基づきますが、児童生徒の障がいの状態等に応じて、特別支援学校（知的障がい）の学習指導要領を参考にしてその内容を取り入れるなど、特別な教育課程を編成した上で、小集団による個別的対応を重視した指導を行っています。

また、共生社会の形成に向け、障がいのある児童生徒にとっても、障がいのない児童生徒にとっても、社会性を養い豊かな人間性を育てるために、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習を実施しています。

③通常の学級における指導

通常の学級においては、個別に指導内容等を設定することはできないことから、例えば算数の授業で「立方体」を取り扱う際に、実物を用意し実際に触れる等しながら立体の違いに気づくことに指導目標を絞るなど、指導内容を焦点化したり重点化したりして基礎的・基本的な事項の定着に留意することが大切です。

4 肢体不自由

(1) 肢体不自由とは

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態をいう。

医学的にみた肢体不自由の実態は、以下2つの側面で捉えられている。

形態的側面

- ・先天性のものと、生後、事故などにより四肢等が切断されたことによるものがある。
- また、関節や脊柱が硬くなって拘縮や変形を生じているものがある

機能的側面

- ・中枢神経の損傷による脳性まひを中心とした脳原性疾患が多くみられる。肢体不自由のほかに、知能の発達の遅れやてんかん、言語障がいなど、種々の随伴障がいを伴うことがある。
- ・脊髄疾患として、二分脊椎等がある。二分脊椎は主として両下肢と体幹の運動と知覚の障がい、直腸・膀胱の障がいが見られ、しばしば水頭症を伴う。
- ・末梢神経の疾患による神経性筋萎縮があり、筋疾患として進行性筋ジストロフィーなどがある。
- ・骨・関節の疾患として、外傷後遺症や骨形成不全症などがあるが、出現の頻度は高くない。

(2) 医学的側面からみた脳性まひの特性等

肢体不自由の起因疾患で最も多いのは、脳性まひを中心とする脳原性疾患です。

○脳性まひの定義

「受胎から新生児期までに非進行性の病変が脳に発生し、その結果、永続的なしかし変化しうる運動及び姿勢の異常である。」(昭和43年厚生省脳性まひ班会議)。

○原因発生の時期

周産期が多く、出生前と出生後の場合もある。生後の発生は、後天性疾患や脳外傷によるもの。原因がはっきりしている場合には髄膜炎後遺症などの診断名がつく。

○脳性まひの症状

- ・発育・発達につれて変化するが、小学部高学年の時期には、ほぼ固定的化する。
- ・主な症状の一つとして、筋緊張の異常、特に亢進あるいは低下と不随意運動がみられる。合目的運動をしようとするときに現れてくる不随意運動(アテトーゼ運動)は、幼児期に出現。
- ・中枢神経症状の一つとして、原始反射が長く残存し、姿勢反応の出現が遅れていることがある。
- ・運動・動作の障がいは、中枢神経症状と相まって、運動発達の遅れとなって現れる。

(3) 肢体不自由のある児童生徒の教育の場

①特別支援学校（肢体不自由）

小学部、中学部及び高等部が設置され、一貫した教育が行われています。（松橋東支援学校は幼稚部・小学部・中学部）

通常の小学校、中学校、高等学校に準じた教育内容に加え、座位の保持や起立・歩行に関する指導など、児童生徒の障がいに基づく種々の困難を改善・克服するための自立活動に重点を置き取り組んでいます。

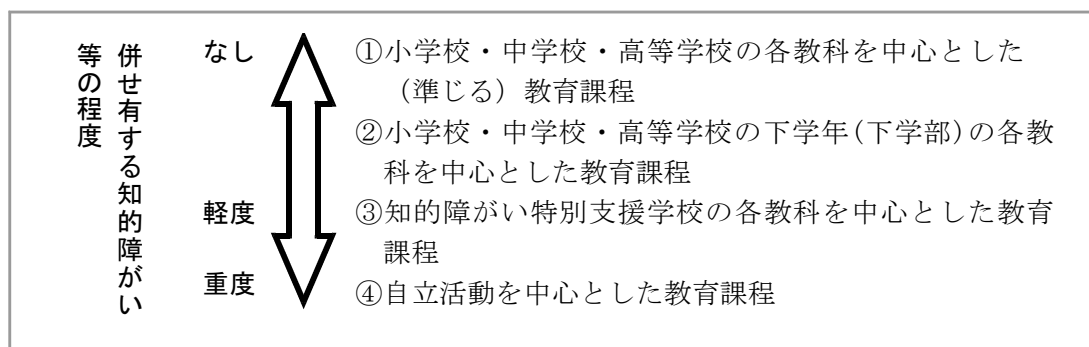
なお、肢体不自由の特別支援学校では、在籍する児童生徒のうち、約4分の3が重複障がい学級に在籍するなど障がいの重度・重複化が進んでいます。

医療型障がい児入所施設と隣接し、そこから児童生徒が通学する学校や、寄宿舎を設置している学校などがあります。

障がいの状態や発達段階の多様な児童生徒が、可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるよう、児童生徒の障がいの状態に応じて様々なトイレを設けたり、廊下や階段に手すりを設けたり、車いすがすれ違えることができるように廊下を幅広くしたり、なだらかなスロープやエレベーターを設置したりするなど、施設設備にも様々な配慮がなされています。

教育課程の特色

児童生徒の実態等に応じて多様な教育課程を編成・実施しています。



②肢体不自由特別支援学級

特別支援学校該当の障がいの程度ではないが、例えば、筆記や歩行などの速度や正確さまたは持続性の点で、同年齢の児童生徒と比べて実用性が低く、学習等に多少の困難が見られる程度の児童生徒を対象としています。

教育の内容は、小・中学校におけるものに加えて、運動・動作や認知能力の向上を目指した自立活動も実施されます。

指導に当たっては、児童生徒の個人差を考慮し、個別指導やグループ指導といった授業形態を積極的に取り入れたり、教材・教具の開発・工夫を行うなどの配慮を行ったり、通常の学級の児童生徒と運動会や給食等の場を通じて活動を共にしたりするなど、社会性や集団への参加能力を高めるための指導にも配慮しています。

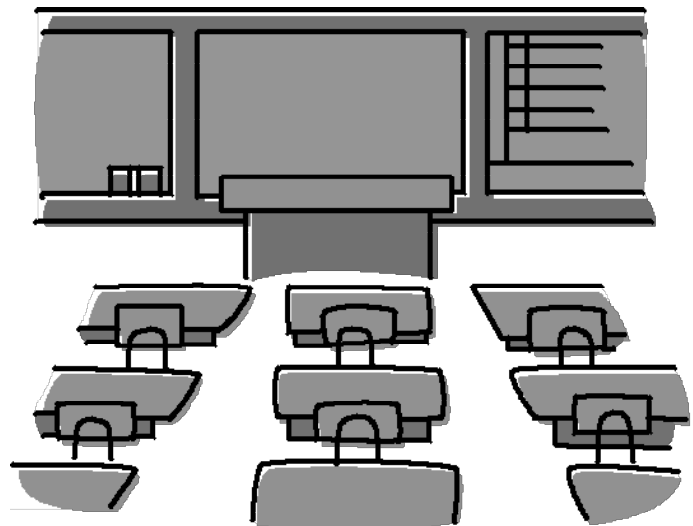
③通級による指導

各教科等の指導は主として通常の学級で行いつつ、一人一人の障がいの状態に応じた特別の指導（自立活動及び各教科の補充指導）を特別の指導の場で行います。

④通常の学級における指導

肢体不自由のある児童生徒が通常の学級に在籍する場合には、適切な配慮が必要です。児童生徒の障がいの状態や各学校の実情を踏まえて、例えば移動や日常生活の支援のために支援員を配置したり、施設設備を改善したりといった学習環境の整備が考えられます。

また、学習の量と時間を調整したり支援機器の使用を検討したりするなど、教育内容や方法についての支援も考えられます。



5 病弱・身体虚弱

(1) 病弱・身体虚弱とは

○病弱

心身の病気のため継続してまたは繰り返し医療や生活規制（生活の管理）を必要とする状態です。

○身体虚弱

病気とは直接関係なく不調な状態が続く、病気にかかりやすいなどのため、継続して生活規制を必要とする状態をいいます。

(2) 病弱教育の対象となる病気

対象となる病気は、医学や医療の進歩、公衆衛生の普及並びに、生活環境の改善により、感染症が減少し、慢性疾患が大きな部分を占めるようになりました。

また、強い焦燥感や不安、興奮、抑うつ症状、倦怠感などの行動障がいを引き起こす精神疾患の児童生徒も増えています。

[病弱教育の対象となる病気のうち、比較的多く見られるもの]

①気管支喘息

・気管支の平滑筋が種々の刺激や抗原（アレルゲン）により収縮したり、粘膜が炎症により腫れ、分泌が多くなって痰がつまり、呼吸困難を繰り返す疾患。

②腎臓病

・先天性の腎・尿路奇形、遺伝性腎疾患、糸球体疾患、尿細管疾患や全身疾患に伴う疾患。
・児童生徒に多い腎臓病は急性糸球体腎炎、慢性糸球体腎炎、ネフローゼ症候群など。

③進行性筋ジストロフィー

④悪性新生物

・白血病 ・リンパ腫 ・神経芽細胞腫 ・脳腫瘍 ・骨の悪性腫瘍など多種類がある。

⑤心臓病

・心室中隔欠損 ・心房中隔欠損 ・心筋症 ・川崎病

⑥糖尿病

・1型糖尿病 ・2型糖尿病

⑦血友病

・血液の凝固をつかさどる凝固因子を正常に作れない遺伝性の病気であり、関節腔などに出血しやすく、また、出血するとなかなか止まりにくいことが主な症状。

⑧整形外科的疾患

・二分脊椎症 ・骨形成不全症 ・ペルテス病 ・脊柱側弯症

⑨てんかん

・発作的に脳の神経細胞に異常な電氣的興奮が起こり、その結果、意識、運動、感覚などの突発的な異常をきたす病気。

⑩重症心身障がい

・重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せもつ障がい。

⑪アレルギー疾患

・アトピー性皮膚炎 ・食物アレルギー

⑫肥満（症）

⑬心身症

・反復性腹痛 ・頭痛 ・摂食障がい

⑭うつ病等の精神疾患

⑮その他

・色素性乾皮症 ・ムコ多糖症等 ・もやもや病 ・高次脳機能障がい ・脳原性疾患

(3) 病弱・身体虚弱の児童生徒の教育の場

①特別支援学校（病弱）

小学部、中学部及び高等部が設置され、児童生徒の病弱・身体虚弱の状態等を十分考慮した教育が行われています。

通常の小学校、中学校、高等学校に準じた教育内容に加え、医療機関との連携を密にしなが、児童生徒の障がいに基づく種々の困難を改善・克服するための自立活動に取り組んでいます。

また、病気の治療や生活規制のため、一般的に授業時数の制約、身体活動の制限及び生活経験が不足しており、様々な配慮が必要です。

指導上の配慮事項

- ・教科指導では、指導内容を精選したり、指導方法や教材・教具を工夫したりして、学習効果を高めるよう配慮
- ・直接的な経験が不足しがちなので、特別活動等の指導を通して、校内外において様々な経験が得られるよう配慮
- ・病状が重く学校に通学できない状態の児童生徒に対しては、教師がその病室などに出向いて授業を行う等、病室などで授業を受けることができるようにしています。

②病弱・身体虚弱特別支援学級

ア 院内学級（病院内の小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級）

入院中の病弱・身体虚弱の児童生徒のために、近隣の小学校または中学校を本校として、病院内に設けられています。

健康の回復・改善等を図るための指導も行われます。また、各教科の指導に当たっては、入院や治療のために学習空白となっている実態を把握し、必要に応じて指導内容を精選して指導します。特に身体活動を伴う学習については、指導方法や教材・教具を工夫するなど、様々な配慮をしています。

イ 小・中学校に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級

入院は必要としないが、持続的又は間欠的に医療や生活の管理が必要な児童生徒が在籍しています。

通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時数による指導が行われており、それに加え、自立活動として健康状態の維持、回復・改善や体力の回復・向上を図るための指導も行われています。

③通級による指導（病弱・身体虚弱）

病気が回復し、通常の学級において留意し指導することが適切と考えられる病弱・身体虚弱の児童生徒のうち、健康状態の回復・改善や体力の向上、心理的な課題への対応や学習空白への対応などのための特別な指導が必要な者について、通級による指導の対象とすることが適切な場合もあると考えられます。

④通常の学級における指導

病気の児童生徒の多くは、小・中学校等の通常の学級で、健康面や安全面に留意しながら学習していることが多く、教室の座席配置、休憩時間の取り方、体育等の実技における配慮等の指導上の工夫や、体調や服薬の自己管理を徹底する必要があります。

6 言語障がい

(1) 言語障がいとは

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況であること、また、そのため本人が引け目を感じるなどの社会生活上不都合な状態であることをいいます。

言語機能に関わる要素は広範で、運動機能や思考、社会性の発達などとの関わりも深いため、単一の機能の障がいとして定義することは困難である。一般に、次のような基準で分類されることが多い。

○耳で聞いた特徴に基づく分類

- ・構音障害^{*1}、吃音^{*2}など

○言葉の発達という観点からの分類

- ・話す、聞く等言語機能の基礎的事項の発達の遅れなど

○原因による分類

- ・口蓋裂、聴覚障がい、脳性まひなど

※1 構音障がい

- ・話し言葉の使用において、「さかな」を「たかな」、あるいは「たいこ」を「たいと」などのように、一定の音をほぼ習慣的に誤って発音する状態

原因からの分類

●器質性構音障がい

- ・口唇、舌、歯等の構音器官の構造や、それらの器官の機能の異常が原因となって生ずる構音障がい。

●機能性（発達性）構音障がい

- ・聴覚、構音器官などに器質的疾患がなく、成長過程での構音の習得において誤った構音が固定したと考えられる構音障がい。

※2 吃音

- ・自分で話したい内容は明確であるにもかかわらず、また、構音器官のまひがないにもかかわらず、話そうとするときに、同じ音の繰り返しや、引き伸ばし、声が出ないなど、いわゆる流暢さに欠ける話し方をする状態。

(2) 言語障がいのある児童生徒の教育の場

①言語障がい特別支援学級

言語障がいの児童生徒の中には、言語機能に発達の遅れがあり、かなりの時間、特別な指導を必要とする児童生徒がいたり、また、言語障がいの状態の改善・克服を図るため心理的な安定を図る指導を継続的に行う必要性があることから、通級による指導では十分でなく、より配慮を要する障がいの状態の児童生徒がいます。

こうした児童生徒に、言語障がいの状態の改善の指導を適切に行うと同時に、言語障がいにかかわる教科指導等の配慮を、より手厚く充実させて指導を行います。

②通級による指導（言語障がい）

対象は、通常の学級において学習するのが適切ですが、一部障がいに応じた特別な指導を必要とする児童生徒です。

通級による指導においては、個々の言語障がいの状態を改善することを目的とした特別な指導が行われることとなります。

指導の内容は、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語指導などの構音の改善にかかわる指導、遊びの指導・劇指導・斉読法などによる話し言葉の流暢性を改善する指導、遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導等が考えられます。

（３）言語障がいのある児童生徒に共通な指導内容・方法

○心理的な支え

- ・言語障がいは、直接、社会的なハンディキャップに結び付きやすく、二次的な障がいとしての情緒面や行動面の問題にも発展しがちであるため、言語障がいのある児童生徒を心理的に支えることは言語障がい教育における重要な役割です。

○保護者に対する支援

- ・言語障がいの状態は環境要因に左右されるところが大きいため、保護者の態度や行動を望ましい方向に促すように働き掛けることも必要です。

○個別の指導計画の作成

- ・言語障がいの状態は、児童生徒によって様々であるため、個別に指導が行われるのが一般的です。また、学級担任と通級による指導の担当者など、複数の教師が指導にかかわることとなります。保護者や医療機関等の専門家との連携も求められることから、個別の指導計画を作成して共通理解を図るとともに、それぞれが分担して適切かつ必要な指導を進める必要があります。

（４）早期からの教育的対応の必要性

言葉の発達の遅れは、知的障がい、難聴、肢体不自由（特に脳性まひ）などの障がいや、てんかんその他の小児神経学的問題、その他各種の環境的な問題に起因することがあり、原因の特定は難しい場合があります。

一方、言語障がいは見逃されやすかったり対応が遅れがちになったりするために、児童生徒の劣等感、欲求不満などの情緒面への影響が懸念されます。

言語障がい教育を効果的に進めていくためには、子供の発語行動の面にどのような問題があり、どのような手段で解決できそうかという教育的判断を早期から行うことが重要です。

7 情緒障がい及び自閉症

(1) 情緒障がいとは

状況に合わない感情・気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態をいいます。

(2) 情緒障がい教育の対象

情緒障がい教育の対象は、その障がいにより、社会適応が困難となり、学校などで集団活動や学習活動に支障のある行動上の問題を有する児童生徒であり、主として心理的な要因の関与が大きいとされている様々な状態を総称するもので、選択性かん黙、不登校、その他の状態（重症型のチックで薬物療法の効果が見られない事例など）の児童生徒です。

● 選択性かん黙

選択性かん黙とは、一般に、発声器官等に器質的・機能的な障がいはないが、心理的な要因により、特定の状況で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態。

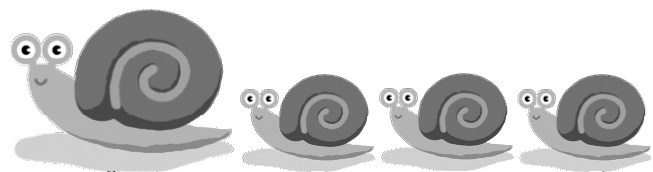
● 不登校

不登校は、心理的、情緒的理由により、登校できず家に閉じこもっていたり、家を出ても登校できなかつたりする状態。本人は登校しなければならないことを意識しており、登校しようとするができないという社会的不適応になっている状態。

※怠学や学校の意義を否定するなどの考えから、意図的に登校を拒否する場合は、学校に登校しないという状態では類似しているが、ここでいう情緒障がいの範囲には含まない。

● その他の情緒障がい

偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみなど様々な状態は、多くの人々が示すことではあるが、そのことによって集団生活への適応が困難である場合、情緒障がい教育の対象となることがある。



(3) 自閉症とは

自閉症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいです。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いですが、小学生年代まで問題が顕在しないこともあります。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

高機能自閉症

知的発達の遅れを伴わない自閉症を指す。

アスペルガー症候群（アスペルガー障がい）

自閉症の上位概念である広汎性発達障がいの一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはなく、上記3つの自閉症の特性のうち、コミュニケーションの障がいと比較的目立たない。

最新の精神医学の世界的な診断基準「DSM-5」では、自閉症や高機能自閉症、アスペルガー症候群などを、包括的に「自閉症スペクトラム障害（ASD）」と新たに定義しています。自閉症スペクトラムとは、自閉的な特徴がある人は、知能障がいなどその他の問題の有無・程度にかかわらず、その状況に応じて支援を必要とし、その点では自閉症やアスペルガー症候群などと区分しなくてもよいという意味と、自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障がいの下位分類の状態は、それぞれ独立したものではなく状態像として連続しているものと考えられることができるという、2つの意味合いが含まれた概念です。

(4) 基本的な障がい特性

①他人との社会的関係の形成の困難さ

相手の気持ちや状況を考えず、自分の視点中心に活動しているように見えることがある。

<例>自分の好きなことを質問し続ける、一人遊びに没頭するなど。また、かかわり方が一方的で、ルールに沿った遊びが難しく、仲間関係をつくったり、相手の気持ちを理解したりすることが難しい状況がある。

②言葉の発達の遅れ

言語の理解や使用に発達の遅れが見られ、全く言葉を発しないこともある。また、他者の言葉を模倣して言うこと（反響言語（エコラリア））だけのことがある一方で、流暢ではあるが、普通の言葉遣いではない独特の言い方や自分の好きなことだけを一方的に質問し続けたりすることもある。

③興味や関心が狭く、特定のものにこだわること

「同一種類へのこだわり」や「同じことへのこだわり」がある。

「同一種類へのこだわり」とは、例えば、水洗トイレとか水道の蛇口とかスイッチ類へのこだわりで、気になっていることや気にしているこだわりである。無理に止めさせても、通常、子供からの抵抗は少なくパニックは生じないことが多い。

「同じことへのこだわり」は、例えば、同じ道、同じ場所、同じやり方、同じ物（例えば椅子の種類ではなく、青い色の椅子でないと座れないなど）へのこだわりは、状況理解ができずに生じている不安を、慣れ親しんでいる同じ物で抑えている状況があり、そのため、教師等が不用意に介入すると、子供からの抵抗が強く、パニックに至ることも少なくない。

④その他の特徴

感覚知覚の過敏性や鈍感性

視覚、聴覚、触覚、味覚、嗅覚などの様々な感覚において見られ、パニックや突如の不安定状態などの原因となる場合が多い。

刺激の過剰選択性

事物のある一つの要素だけに、常に同様に反応をすることや、ある一つの要素でしか物事を捉えていない状態を指すシングルフォーカスという用語で説明されることもある。

知能テストの項目に著しいアンバランス

各下位検査間で偏りがあり、また、言語性の下位検査に比べて動作性の検査の成績が良い傾向がある。

(5) 情緒障がい及び自閉症のある児童生徒の教育の場

①自閉症・情緒障がい特別支援学級

人とのかかわりを円滑にし、生活する力を育てることを目標としています。

教育課程は、原則的には小学校または中学校の学習指導要領によりますが、対象とする児童生徒の実態から、通常の学級における学習だけでは十分に成果を上げることが困難である場合には、特別支援学校の学習指導要領を参考とし、内容を取り入れて教育課程を編成する場合があります。

また、心理的な要因による場合は、不登校等のために学習空白が生じていることがあることから、各教科の内容を下学年の内容に替えたり、基礎的・基本的な内容を重視して焦点化したりするなどして適切な指導を行うことが必要です。

②通級による指導（自閉症）（情緒障がい）

限られた授業時数の中で、基本的には特別支援学校等における自立活動を参考として、社会的な適応の向上を目的とした、自閉症・情緒障がい特別支援学級と同様の取組がなされています。

通級による指導では、児童生徒の障がいの状態等に即して、必要に応じて教科等の補充的な指導を行う場合があります。

③通常の学級における指導

通常の学級においては、個別に指導内容を設定することはできないことから、例えば、学級における単元等の指導計画による指導内容を焦点化したり重点化したりして、基礎的・基本的な事項の定着に留意することが大切です。

また、心理的な不安定さから、気持ちを落ち着けて集中することができず、書くことや読むことなどの学習に時間を要したり、指示や説明を断片的に聞いたりすることもあるので、個々の実態を適切に把握しながら、丁寧な指導を行っていく必要があります。

8 学習障がい

(1) 学習障がいとは

学習障がい(LD: Learning Disabilities)とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものです。

(2) 学習障がいの特性

①見逃されやすい障がいである

学習障がいは、障がいそのものの社会的な認知が十分でなく、また、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまい、障がいの存在が見逃されやすい。

②他の障がいとの重複がある場合が多い

学習障がいは、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障がいや自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子供に応じた対応が必要である。

③他の事項への波及

対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合があります、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障がいを起こす場合があります。

(3) 学習障がいのある児童生徒の教育の場

①通級による指導(学習障がい)

特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心にしながら、学習障がいの特性や、児童生徒一人一人の個別の教育的ニーズに十分配慮した指導が行われます。

必要に応じて、個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて指導を行います。指示を理解するための指導や筋道を立てて話すための指導など、障がいの特性に即した指導と、各教科の補充指導を適切に組み合わせて一人一人に応じた配慮の下に実施したりします。

また、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要です。

②通常の学級における指導

通常の学級においては、適切な配慮の下に指導が行われる必要があります。指導を担当する教員は、実態の把握に努め、通級による指導における指導方法等を参考にするとともに、ティームティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を行うことも重要です。

読み書きに困難がある場合は板書だけで説明するのではなく、必ず読み上げて分かりやすく説明したり、ノートに写すべき部分を色分けしたりするなどの配慮が必要です。また、計算が苦手な場合に、練習問題の量を減らすなどの工夫も必要です。

9 注意欠陥多動性障がい

(1) 注意欠陥多動性障がいとは

注意欠陥多動性障がい(A D H D : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障がいであり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態です。

状態像

①不注意

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすること。

②衝動性

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすること。

③多動性

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であること。

(2) 注意欠陥多動性障がいの特性

①見逃されやすい障がいである

注意欠陥多動性障がいは、障がいそのものの社会的認知が十分でなく、また、注意欠陥多動性障がいのない児童生徒で、不注意、又は衝動性・多動性の状態を示すことがあることから、「故意に活動や課題に取り組むことを怠けている」、あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまい、障がいの存在が見逃されやすい。

②他の障がいとの重複がある場合が多い

注意欠陥多動性障がいは、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されており、学習障がいや自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の児童生徒に応じた対応が必要である。

③他の事項への波及

ソーシャルスキルの習得、対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合がある。さらに、反抗挑戦性障がい^{*1}や行為障がいなどを併存することがあり、その場合には、専門機関との連携を密に図る必要がある。

※1 自分にとって有益なことであっても激しく反対したり、周囲に対して異常なまでの挑戦・挑発的かつ反抗的な態度・行動を当然のようにしてしまう障がい。

(3) 注意欠陥多動性障がいのある児童生徒の教育の場

①通級による指導（注意欠陥多動性障がい）

特別支援学校の学習指導要領における自立活動を参考にした指導を中心にしながら、障がいの特性や、児童生徒一人一人の個別の教育的ニーズに十分配慮した指導が行われます。

必要に応じて、個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせた指導を行ったり、不注意な間違いを減らすための指導や注意を集中し続けるための指導など、障がいの状態や特性に即した指導や、各教科の補充指導を適切に組み合わせて適切な配慮の下に実施したりします。

また、月1単位時間の指導でも十分な教育的効果が認められる場合があることから、一人一人の状態に応じて、適切な指導時間数を設定することが重要です。

②通常の学級における指導

通常の学級においては、適切な配慮の下に指導が行われる必要があります。指導を担当する教員は、実態の把握に努め、通級による指導における指導方法等を参考にするとともに、ティームティーチングや個別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、教材・教具などの工夫を行うことも重要です。

注意の持続困難に対して、余分な刺激を減らすことができるように、黒板の周囲の掲示物を減らしたり、座席の位置を前方にしたりするなどの工夫をすることや、集中できる時間を考慮して、短い時間で活動を区切って、メリハリをつけることが必要です。



V 就学の手続き・流れ

1 新入学児童生徒の手続きは

	①	②	③	④
特別 支援 学 校	学齢簿の作成 市町村教委	就学時健康診断 市町村教委	県教委への通知 市町村教委	保護者へ学校・ 入学期日の通知 県教委
小・ 中 学 校	※10月1日現在で 作成	※3か月前までに行う	小・中学校へ就学	保護者へ学校・ 入学期日の通知 市町村教委
時期	10月1日	10月31日 (5か月前)	11月30日 (4か月前)	12月31日 (3か月前)
関係 条文	施行令第2条 施行規則第31条	学校保健安全法第11条 学校保健安全法施行令 第1条	施行令第11条	施行令第5条第1項、 第14条第1項

※中学校、特別支援学校中学部へ就学の場合も、③④の流れを取る。(施行令第11条の2)

(1) 学齢簿の作成

市町村教育委員会は、10月31日までに、10月1日現在でその市町村に住所の存する新入学者の学齢簿を作成。(施行令第2条、同施行規則第31条)

○住所地の変更等により新たに学齢簿に記載された者

以下の場合、学齢簿に記載されていないため、新たに学齢簿に記載。(施行令第3条)

- ①就学予定者で、10月1日以降に転居してきた者
- ②既就学児童生徒で、在学している学校の全課程を修了する前に新たに当該市町村に転居してきた者

※この新たに学齢簿に記載された者の就学手続きは、「速やかに」行うことが必要。

(2) 就学時健康診断

学齢簿の作成後、11月30日までに就学予定者の健康診断を実施。(学校保健安全法施行令第1条、第2条)

※学校保健安全法施行令の一部改正により、就学に関する手続きの実施に支障がない場合には、3か月前までに行うことが可能。

(3) 就学通知

ア 小学校入学が適当と判断された場合は、市町村教育委員会から保護者に対して就学通知。

イ 新入学者のうち、学校教育法施行令第22条の3に該当する程度の障がいがある児童生徒(以下、「視覚障がい者等」という。)で、市町村教育委員会が特別支援学校への就学が適当と判断した場合には、県教育委員会へ3か月前までに通知。

ただし、視覚障がい者等のうち、小・中学校に就学することが適当であると思料する場合は、市町村教育委員会が小・中学校への就学通知。(施行令第5条)

2 就学時健康診断は

就学時の健康診断は、就学予定者に対して、あらかじめ健康診断を行い、就学予定者の心身の状況を把握し、就学義務の猶予・免除あるいは特別支援学校への就学その他の保健上適切な指導を行い、義務教育の円滑な実施に資するために行われるものです。

このため、市町村教育委員会があらかじめ学齢簿を作成し、入学期日の通知などを行う就学事務との関連において行うものです。

(1) 実施時期・通知

就学時の健康診断は、学齢簿が作成された後、翌学年の初めから4か月前までの間(学校保健安全法施行令第1条)、すなわち11月末日までの間に実施しなければなりません。

※学校保健安全法施行令の一部改正により、平成16年4月1日より、就学に関する手続きの実施に支障がない場合には、3か月前までに行うことが可能になりました。

実施に当たっては、保護者に対して実施日時・場所等を通知することになっています。

(2) 検査項目・方法及び技術的基準

就学時の健康診断は、次の項目について行わなければなりません。

(学校保健安全法施行令第2条、同施行規則第1条)

①栄養状態、②脊椎及び胸郭の疾病及び異常の有無、③視力及び聴力、④眼の疾病及び異常の有無、⑤耳鼻咽喉頭疾病及び皮膚疾患の有無、⑥歯及び口腔の疾病及び異常の有無、⑦その他の疾病及び異常の有無

健康診断の方法及び技術的基準については、学校保健安全法施行規則第3条に規定されています。知能については、標準化された知能検査以外の方法によることも可能であることから、検査法を限定せず、適切な方法であればよいこととされています。なお、適切な方法としては医師等の専門家による面接や行動観察等が考えられます。

(3) 事後措置

市町村教育委員会は、健康診断の結果に基づいて治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、就学義務の猶予・免除または特別支援学校への就学に関して指導を行う等、適切な措置をとらなければなりません。(学校保健安全法第12条)

(4) 健康診断票の作成・送付

市町村教育委員会は、就学時の健康診断を行ったときは、学校保健法施行規則第4条に定める様式の就学健康診断票を作成し、これを翌学年の初めから15日前までに就学時の健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければなりません。



3 在学生の転学手続きは

(1) 小・中学校に在学している場合

小・中学校に在学する児童生徒が視覚障がい者等になった場合、及び視覚障がい者等で小・中学校に就学することが適当でなくなったと思料する場合の手続きは、以下のとおりです。

■ 小・中学校から特別支援学校への転学 (令第6条の3)

[流れ]：小・中学校長⇒市町村教育委員会⇒都道府県教育委員会⇒特別支援学校長

小・中学校長	市町村教育委員会
<p>小・中学校の在学者で、視覚障がい者等になったものがあるときは、市町村教育委員会へ通知 (令第12条①)</p>	<p>[特別支援学校へ就学させる場合] (令第11条) 県教育委員会に特別支援学校に就学することが適当であると認める旨を通知。 (令第12条②、第12条の2②)</p> <p>[引き続き小・中学校に就学させる場合] (令第12条③) 就学させる小・中学校長へ就学の通知 (令第12条③、第12条の2③)</p>
<p>視覚障がい者等で小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるときは、市町村教育委員会へ通知。 (令第12条の2①)</p>	
<p>小・中学校に在学するものが視覚障がい者等でなくなかった(22条の3に該当しなくなった)ときは、市町村教育委員会へ通知 (令第6条の4)</p>	<p>※手続きの必要なし</p>

○市町村教育委員会は、小・中学校の学校長から、「視覚障がい者等になったもの」の通知を受けた場合、特別支援学校に就学させるか、小・中学校に就学させるかを総合的に判断し、その就学先によって、どちらかの手続きを行うことになります。

○病院等への一時入院・入所で特別支援学校へ転学する場合がありますが、その場合も、県教育委員会への「視覚障がい者等への就学についての通知」の手続きを行う必要があります。

[例]

- ・熊本県こども総合療育センターに治療のために一定期間入院し、松橋東支援学校で教育を受ける。
- ・熊本再春荘病院に治療のために一定期間入院し、黒石原支援学校で教育を受ける。


(2) 特別支援学校に在学している場合

特別支援学校の児童生徒が、視覚障がい者等でなくなった場合、小・中学校に就学することが適当であると思料するものがある場合の手続きは、以下のとおりです。


■ 特別支援学校から小・中学校への転学

施行令	条 文	備 考
	視覚障がい者等でなくなったもの	
小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの	第6条の3	診断書は不要


◇視覚障がい者等でなくなったものがあるとき (令第6条の2)

特別支援学校長	県教育委員会	市町村教育委員会
県教委に視覚障がい者等でなくなった旨を通知 (令第6条の2①) ※診断書を添付	市町村教委に、視覚障がい者等でなくなった旨を通知 (令第6条の2②)	保護者と就学する小・中学校校長に学校指定の通知 (令第6条で準用する令第5条①②、令第7条)
手続きの方向 		

◇小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるとき (令第6条の3①)

県教委に、小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する旨を通知 (令第6条の3①)	市町村教委に、小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する旨を通知 (令第6条の3②)	(適当とする場合) 保護者と就学する学校長に学校指定の通知 (令第6条で準用する令第5条①②、令第7条)
手続きの方向 		

※市町村教育委員会が特別支援学校に引き続き就学が適当と認めたとき (令第6条の3③)

校長は、県教委からの通知を受け、そのまま学校に在学させる。	市町村教委からの通知を受け、特別支援学校にその旨を通知 (令第6条の3④)	(特別支援学校に引き続き就学が適当と認めたとき) その旨を県教委に通知 (令第6条の3③)
手続きの方向 		

- 特別支援学校に在学するもののうち、障がいの状態の変化により、学校教育法施行令第22条の3に該当しないものあるときは、学校長は「(視覚障がい者・聴覚障がい者・知的障がい者・肢体不自由者・病弱者)でなくなったものについて(通知)」(第5号様式)に、医師の診断書を添えて県教育委員会に提出します。(熊本県立特別支援学校学則第12条の2)
- (1)の病院等での治療等が終了し退院・退所して元の小・中学校に戻る場合も、この手続きを行います。

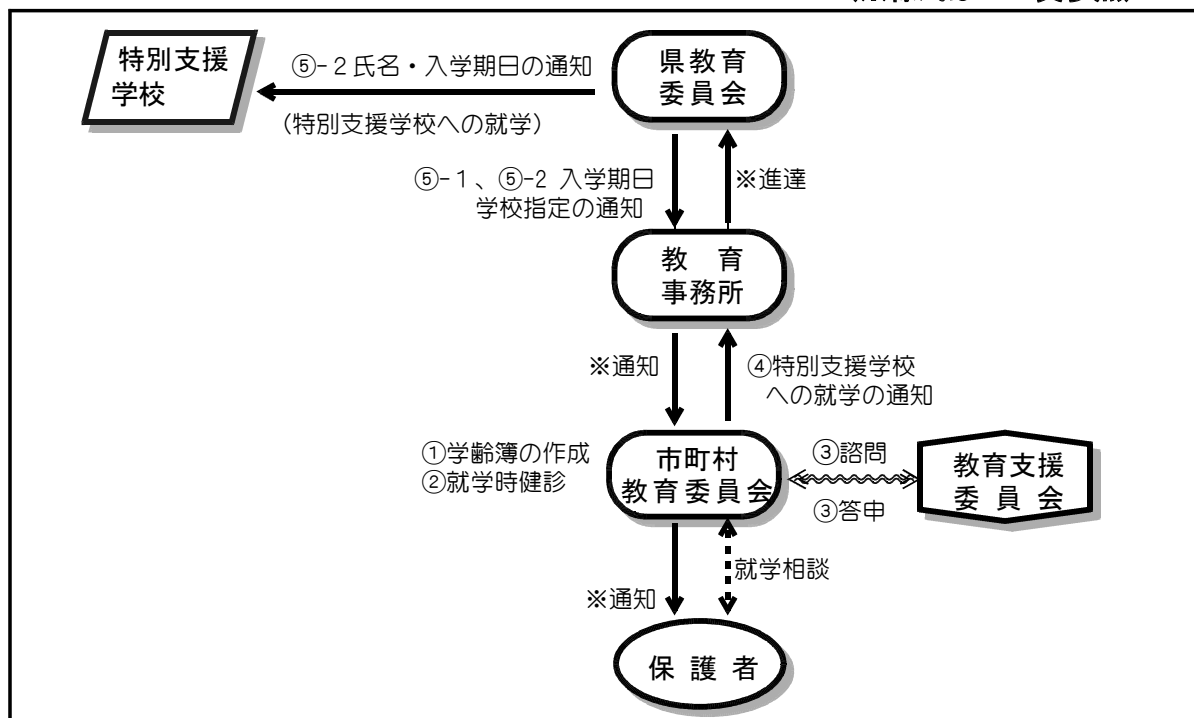
[例]

- ・熊本県こども総合療育センターでの治療が終わり、元の小・中学校に戻る。
- ・熊本再春荘病院での治療が終わり、元の小・中学校に戻る。

4 就学の手続き・流れは

(1) 特別支援学校への就学手続き [視覚障がい者等の場合]

(※様式は54頁参照)



[手続き・手順]

- ①学齢簿を作成。(令第2条、同規則第31条)
- ②就学予定者の健康診断を実施(学校保健安全法施行令第1条、第2条)。
- ③教育支援委員会において専門的知識を有する者の意見を聴く。(令第18条の2)
- ④市町村教育委員会は、特別支援学校への就学が適当と判断した児童生徒については、県教育委員会に特別支援学校に就学させるべき旨を学齢簿の謄本を添えて12月末日までに通知。
(令第11条第1項、第2項)。
- ⑤-1 県教育委員会は、保護者に特別支援学校の入学期日等を1月末日までに通知(令第14条第1項)。
- ⑤-2 県教育委員会は、就学すべき特別支援学校を指定(令第14条第2項)。

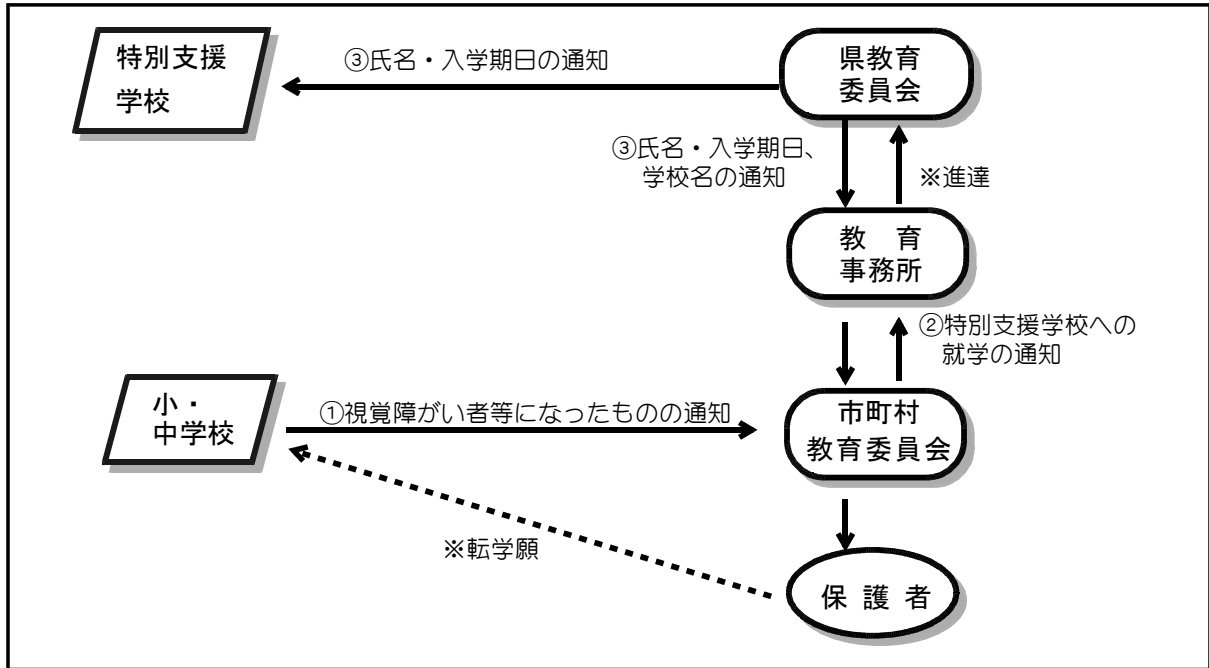
加除訂正の手続き

市町村教育委員会は、①新たに学齢簿に記載すべき事項が生じたとき、②学齢簿に記載した事項に変更が生じたとき、または③学齢簿の記載に錯誤もしくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行う必要があります(令第3条)。

児童生徒等について加除訂正をしたときは、市町村の教育委員会は、速やかに県教育委員会に対しその旨を通知する必要があります。(令第13条)。

(2) 小・中学校から特別支援学校への転学手続き

(※様式は55頁参照)



[手続き・手順]

- ①当該小・中学校の校長が、市町村教育委員会に視覚障がい者等になったものの旨を通知（令第12条第1項）。
- ②市町村教育委員会は、県教育委員会に特別支援学校に就学させる旨を通知（令第12条第2項で準用する第11条第1項）。
- ③県教育委員会は、就学すべき特別支援学校を指定し、保護者、市町村教育委員会に特別支援学校の学校名、入学期日等を通知。また、児童生徒の氏名を就学させる学校の校長に通知（令第14条、第15条）。

※市町村教育委員会が、引き続き小・中学校に就学することが適当であると思料する場合は、校長にその旨を通知します。（令第12条第3項）

[関係法令] 学校教育法施行令

- 第12条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。
 （特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定）
- 第14条 都道府県の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要性を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第11条第1項（第11条の2において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから2月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。
- 第15条 都道府県の教育委員会は、前条第1項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。
- 2 都道府県の教育委員会は、前条第2項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、第17条の届出のあった児童生徒等については、適用しない。

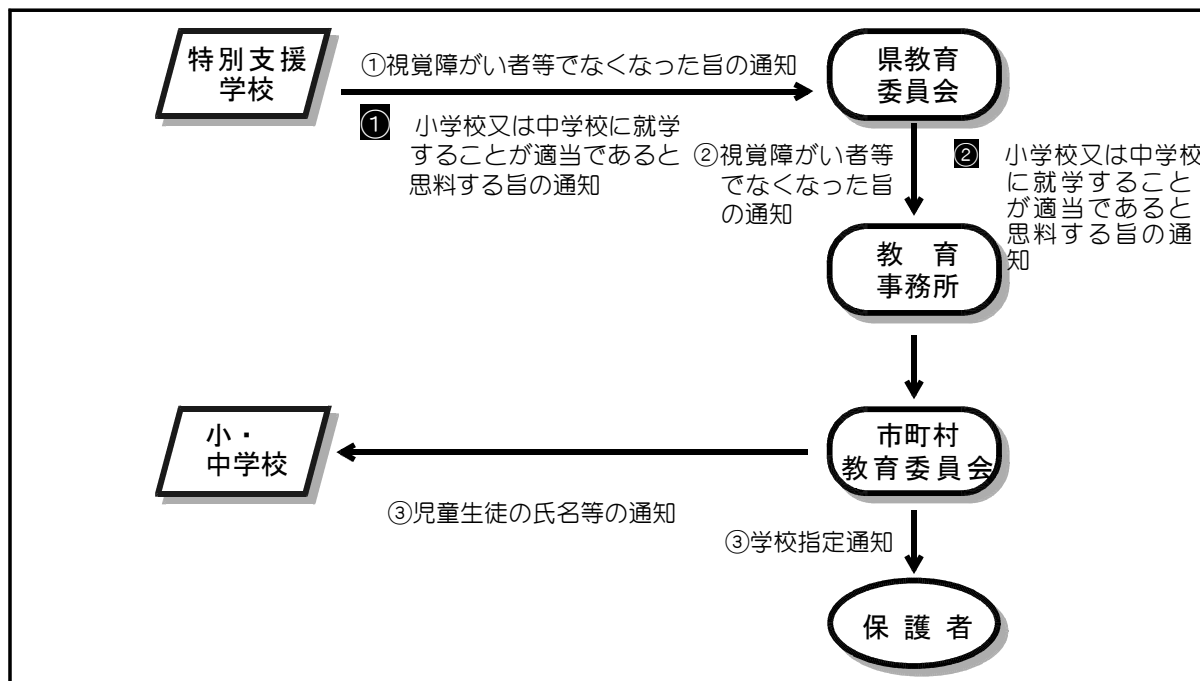
(3) 特別支援学校から小・中学校への転学手続き

(特別支援学校の児童生徒が視覚障がい者等でなくなったとき) ①→②→③

(小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるとき)

①→②→③

(※様式は59・60頁参照)



[手続き・手順] 県立特別支援学校の場合

①校長は、県教育委員会に視覚障がい者等でなくなった旨、小学校又は中学校に就学することが適当であると思料する旨を通知（令第6条の2第1項）。

診断書を添付（特別支援学校学則第12条の2）

※小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものがあるときの手続きには、診断書は必要ありません（令第6条の3第1項）。（44頁参照）

②県教育委員会は、市町村教育委員会にその旨を通知（令第6条の2第2項）。

③市町村教育委員会は、保護者に小・中学校の入学期日等を通知。（令第6条で準用する第5条第1項）

※市町村の設置する小・中学校が2以上ある場合は、市町村教育委員会は、就学すべき小・中学校を指定（令第5条第2項）。

[関係法令]

学校教育法施行令（抄）

第6条の2 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなったものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。

学校教育法施行細則【県教育委員会】

※市立特別支援学校の場合

第11条 令第6条の2第1項の規定による視覚障害者等でなくなったものについて、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する市町村の設置する特別支援学校の校長は、速やかに、通知書（別記第6号様式）に医師の診断書を添えて、当該学校の設置者である市町村の教育委員会を経由して委員会に通知しなければならない。

熊本県立特別支援学校学則【県教育委員会】

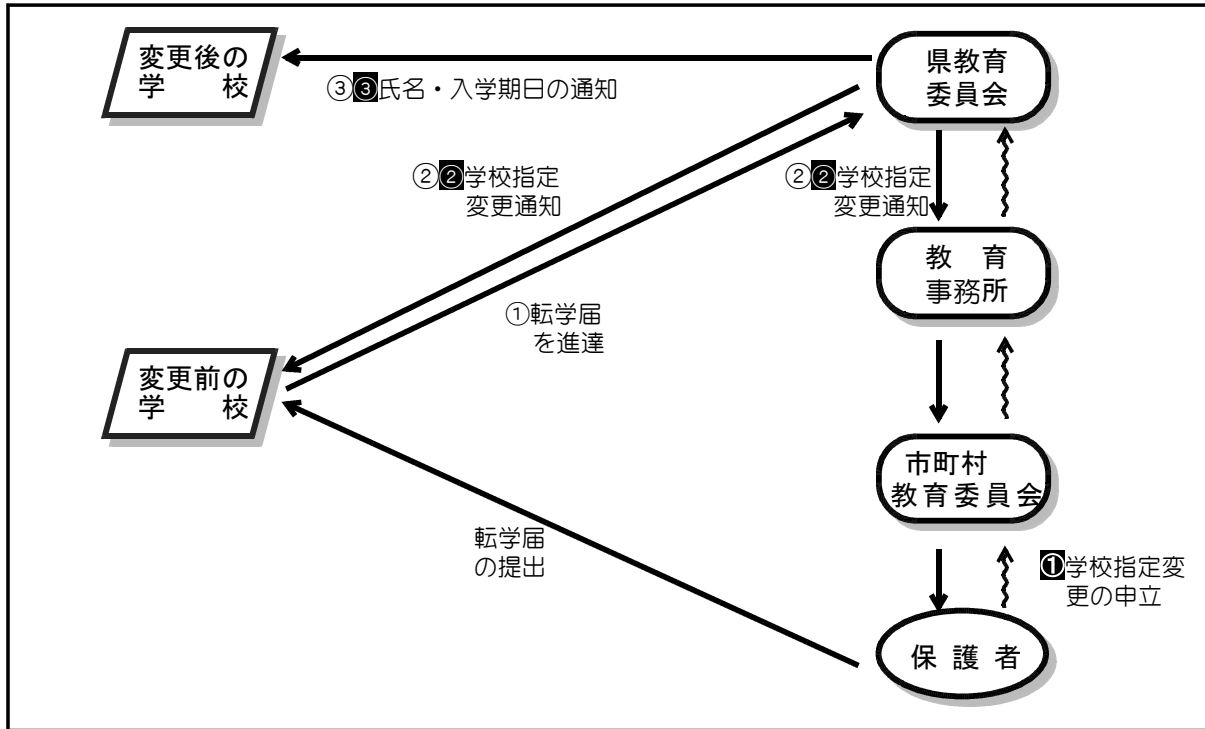
※県立特別支援学校の場合

第12条の3 施行令第6条の3第1項の規定による委員会に対する当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長からの小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの通知は、通知書（第5号様式の2）をもってする。

2 施行令第6条の3第2項の規定による当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対する委員会からの小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの通知は、通知書（第6号様式の2）をもってする。

(4) 特別支援学校在学者の学校指定変更手続き

※保護者からの申し出及び保護者の転居、施設入所、病院入院等により在籍する県立特別支援学校から他の県立特別支援学校へ転校する場合



[手続き・手順]

1 保護者転居等の理由により転校する場合

- ① 転校する学校の校長は、保護者からの「転学届」を、県教育委員会に児童生徒の氏名及び転学する理由、希望する学校等を添えて進達。
- ① 県教育委員会は、保護者からの申立ての理由が相当であると認められるときは、変更後の学校等を保護者、市町村教育委員会、変更前の学校の校長に通知。(行令第16条)
- ② 県教育委員会は、変更後の学校の校長に児童生徒の氏名、入学期日等を通知。

2 保護者の申立により学校を変更する場合

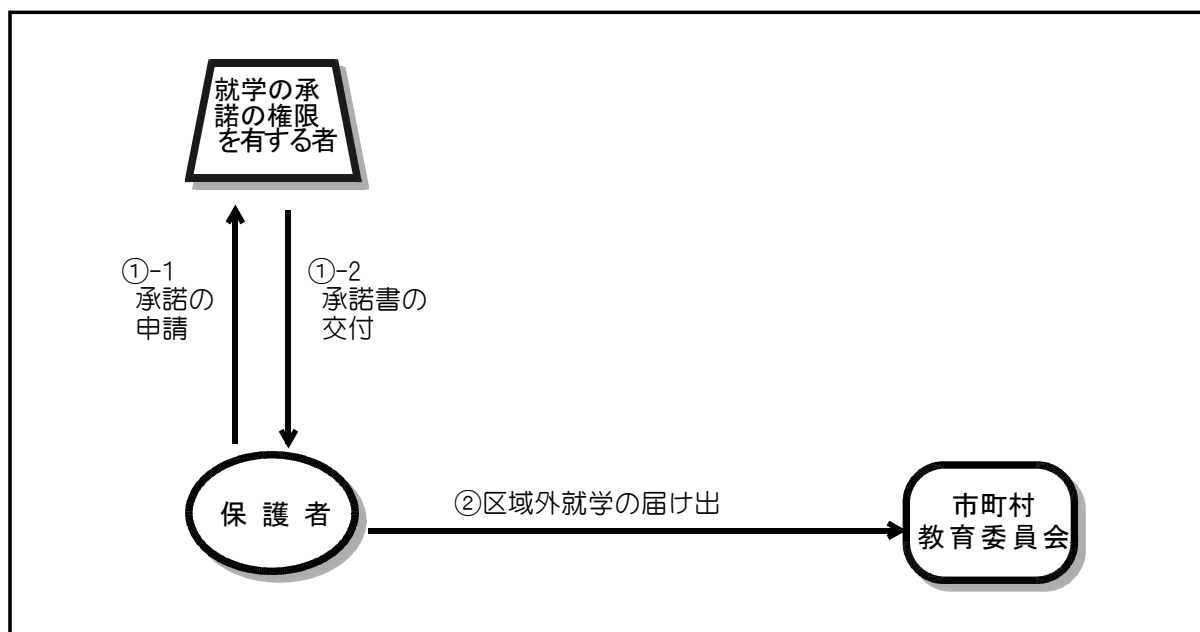
- ① 保護者が、県教育委員会に対して、指定された就学させるべき学校の変更の申立て。
※保護者は、「学校指定変更申立書」に、すでに受けた通知書を添えて県教育委員会提出(市町村教育委員会、教育事務所を経由して)
- ※②、③は、上記の転居等の場合の②、③と同じ。

[関係法令] 学校教育法施行令

[学校指定の変更]

第16条 都道府県の教育委員会は、第14条第2項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第1項の通知をしなければならない。

(5) 県立以外の特別支援学校への転学手続き (区域外就学)



[手続き・手順]

- ①保護者は、児童生徒を熊本県立学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合は、他の都道府県または当該学校における就学を承諾する権限を有する者（[ex.]八代支援学校の場合は八代市教育委員会、熊本大学教育学部附属特別支援学校の場合は熊本大学）の就学を承諾を受ける。（令第17条）
- ②保護者は、①で受けた承諾書を添えて、市町村教育委員会に区域外就学の届け出をする。（令第17条）

[例] 住所を移さずに、他の都道府県の病院に一時的に入院して、併設または隣接の特別支援学校等で教育を受ける場合。

※この場合で、小・中学校から県立学校以外の特別支援学校に入学するときは、このほかに、55頁の書類（「視覚障害者等になった場合」）も必要です。（八代支援学校、熊本大学教育学部附属特別支援学校への転入学の場合も同様）

※区域外就学に関しては、個々のケースで必要となる手続きや書類等が異なりますので、事前に県教育委員会へ確認してください。

[関係法令] 学校教育法施行令

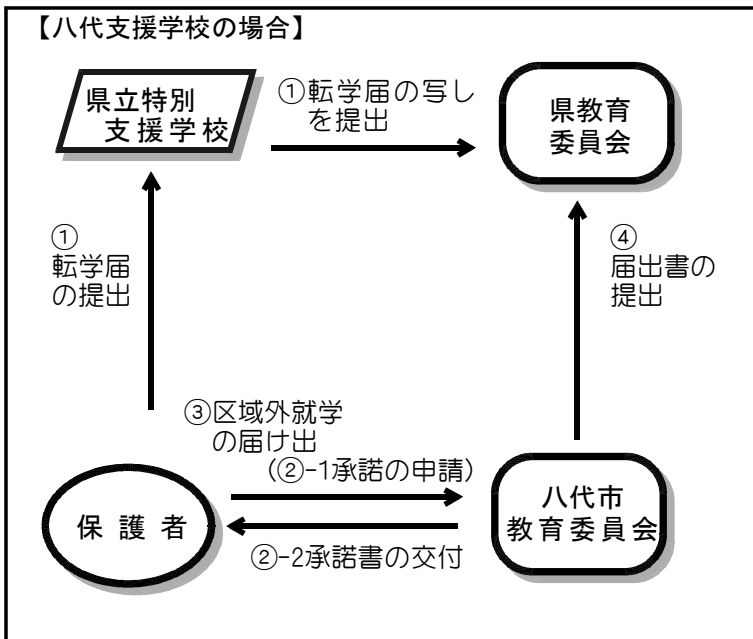
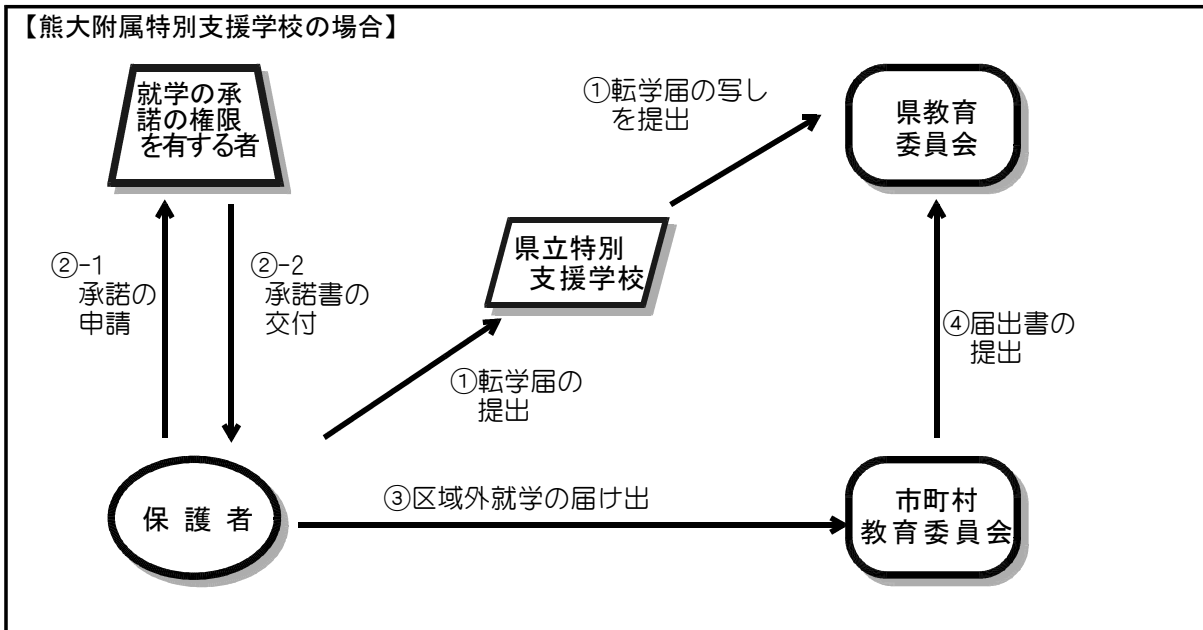
[区域外就学等]

第17条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

[区域外就学等の届出の通知]

第13条の2 市町村の教育委員会は、第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第9条第1項又は第17条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(6) 県立特別支援学校から県立以外の特別支援学校への転学手続き



【手続き・手順】

- ①転校する学校の校長は、保護者からの「転学届」の写しを県教育委員会に提出する。
- ②保護者は、児童生徒を熊本県立以外の特別支援学校に就学させようとする場合は、他の都道府県または当該学校における就学を承諾する権限を有する者〔ex.〕八代支援学校の場合は八代市教育委員会、熊大附属特別支援学校の場合は熊本大学〕の承諾を受ける。

(令第17条)

③保護者は、②で受けた承諾書を添えて、市町村教育委員会に区域外就学の届け出をする。(令第17条)

④市町村教育委員会は、当該届け出を、県教育委員会に提出する。(令第17条)

※②～④は、区域外就学の手続きの流れ(49頁参照)と同じ。

5 就学手続きに当たっての留意事項

(1) 特別支援学校が対象とする障がいの種類・程度の確認

学校教育法施行令が改正され、一定の障がいのある児童生徒は原則として特別支援学校へ就学するという基本的な考え方が改められましたが、以下の点で誤解のないようにする必要があります。

①どんな障がいで特別支援学校へ就学できるようになったわけではありません。

※特別支援学校へ就学できるのは、従来どおり学校教育法施行令第22条の3（70頁参照）で規定される5つの障がいに限られています。

②学校教育法施行令第22条の3の規定自体に変更はありません。

③各県立特別支援学校がどの障がいを対象とするかは決まっています。

※「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則」に定められています。（72頁参照）

(2) 特別支援学校への就学に当たって注意が必要なケース

①対象としていない障がい種の特別支援学校に入学を希望するケース

例：発達障がいの児童生徒が黒石原支援学校を希望する。

※二次的な状況により“心身症”との診断を受けているものは除く。

・各特別支援学校が対象とする障がいの確認が必要です。

②学校教育法施行令第22条の3に該当しないケース

例：知的障がいのない発達障がいの児童生徒が知的障がいの特別支援学校への入学を希望する。

例：小・中学校の担任や学校とトラブルの結果、特別支援学校への入学を希望する。

例：当該小・中学校で受け入れが難しいために、特別支援学校への入学を希望する。
(定数、特別支援学級の有無など)

例：障がい児入所施設に入所すると、特別支援学校へ就学しなければならない（または就学できる）と誤解する。

・学校教育法施行令第22条の3に該当するかどうかの基本であり、そうでなければ小・中学校に就学することになります。

③適切な就学先決定のプロセスを経ていないケース

例：保護者が教育相談や学校見学を受けておらず、当該特別支援学校の教育内容・環境、通学方法等についての確認や見通しが立っていない状況で、市町村教育委員会から、手続きが行われる。

- ・保護者や本人が入学しようとする特別支援学校の教育内容等について十分に理解していることは必須です。また、通学が遠距離となる場合など、通学方法についても確認が必要です。
- ・入学後、安心して学校生活を送れるように教育相談や学校見学は必ず受けるとともに、できれば市町村担当者が同席することも必要です。

④就学事務手続きの遅れにつながったケース

例：小・中学校長が市町村教育委員会への手続きや特別支援学校への情報提供が必要なことを知らなかった。

例：市町村教育委員会が当該児童生徒を把握していなかった。(特に施設入所の場合)

- ・小・中学校への就学手続きの周知徹底と、関係課、児童相談所、施設、県教育委員会との緊密な連携をお願いします。

(3) 留意してほしいこと

①特別支援学校が対象とする障がいの種類や程度を押さえること。

- ・「学校教育法施行令第22条の3」及び「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則」を押さえ、該当するか確認が重要です。
- ・判断が難しい場合には、県教育委員会に相談ください。

②早期からの対応と、継続的な就学相談・支援が必要であること。

- ・保健師や幼稚園・保育所などから情報を収集し、障がいのある子供の存在をできるだけ早い時期から把握し、療育状況や保護者等の考え等を確認しておく必要があります。
- ・また、入学時の就学相談・支援に終わらず、就学後の「学びの場」の変更等を踏まえ、子供の障がいの状態の変化等の確認のため、就学後も継続的な教育相談・支援が必要です。教育支援委員会（仮）での検討や状況報告を行うことも大切です。

③保護者や本人が納得のうえで就学事務を進めることが大切であること。

- ・就学先の決定に当たっては、保護者や本人が就学しようとする学校や学級を実際に見学して、教育相談を受けたかどうかを確認し（まだであれば、早急に見学や相談を勧め）、保護者や本人が学校や学級の教育について了解・納得のうえで就学事務を進める必要があります。

④特別支援学校へ就学する場合、就学しようとする学校及び県教育委員会と早い時期からの綿密な情報共有が大切であること。

- ・十分な事前打ち合わせのうえ、書類を県教育委員会に送付してください。

(4) その他

①特別支援学校に就学する児童生徒で、障がい児施設に入所する場合

- ・児童相談所で手続きをとる必要があるため、保護者が児童相談所で手続きを進めているかの確認をしてください。
- ・このような場合、施設入所の旨を、「経緯の説明書」に必ず記載します。

②県立特別支援学校以外の特別支援学校へ就学する場合

- ・県教育委員会に区域外就学届の提出が必要になります。

③県立特別支援学校に就学している児童生徒について

- ・あくまでも学齢簿のある市町村教育委員会に籍のある児童生徒であり、地元の小中学校に就学している児童生徒と同じように、その動向に留意願います。
- ・市町村教育委員会からも是非、該当の特別支援学校に出向き学校での様子を把握してください。
- ・また、保護者に児童生徒の様子を尋ねるなどして、保護者との関係を絶やさないようにすることも大切です。



VI 就学指導関係書類の様式

※この章では、実際の手続きの様式を示しているため、「障害」と表記しています。

特別支援学校該当児童生徒の就学に係る手続きと関係書類

(1) 県立の特別支援学校へ就学する場合

様式1 (新入学児童生徒の特別支援学校等への就学) 鑑文<新小1、中1>

〇〇第 号
平成 年 月 日

熊本県教育長

〇〇 〇〇 様

〇〇〇市町村教育委員会

教育長 〇〇 〇〇 印

次年度の新入学児童生徒に係る特別支援学校等への就学について
(通知)

このことについて、学校教育法施行令第11条及び学校教育法施行細則第10条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 児童生徒の氏名 〇〇 〇〇 (性別) 生 年 月 日

2 関係書類

- (1) 特別支援学校就学該当者通知書
- (2) 特別支援学校就学該当者と判断した経緯の説明書
- (3) 学齢簿の写し

※県教育委員会への通知は、必ず教育事務所を経由してください。

(2) 小・中学校に在学している児童生徒が県立の特別支援学校へ転入学する場合
(視覚障害者等になった場合)

様式2 (小・中学校に在学する児童生徒の特別支援学校への就学) の鑑文

〇〇第 号
平成 年 月 日

熊本県教育長

〇〇 〇〇 様

〇〇〇市町村教育委員会

教育長 〇〇 〇〇 印

小学校又は中学校に在学する児童生徒に係る特別支援学校への就学
について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第12条第2項の規定により準用する
同令第11条及び学校教育法施行細則第10条の規定により、下記のとおり通
知します。

記

1 児童生徒の氏名 〇〇 〇〇 (性別) 生 年 月 日

2 関係書類

- (1) 特別支援学校就学該当者通知書
- (2) 特別支援学校就学該当者と判断した経緯の説明書
- (3) 学齢簿の写し

①特別支援学校就学該当者通知書
 (学校教育法施行細則 別記第5号様式)

特別支援学校就学該当者通知書

児 童 (生 徒)					保 護 者			備 考	
番 号	氏 名	性 別	生年月日	学 年	住 所	氏 名	続 柄		住 所

上記の者は、特別支援学校に就学すべきものでありますので、通知いたします。

平成 年 月 日

〇〇市町村教育委員会 印

熊本県教育委員会 様

②特別支援学校就学該当者と判断した経緯の説明書
 (学校教育法施行細則 別記第5号様式の2)

特別支援学校就学該当者と判断した経緯の説明書

氏名		性別		年	月	日生
<p>障害名 ※入学希望の特別支援学校が教育の対象としている障害を記載します。5障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）のうちいずれか一つを記載してください。</p>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 記載誤りの例：発達障害、感音声難聴、ダウン症候群、精神発達遅滞等 </div>						
<p>判断した経緯</p> <p>※<u>学校名を書くのは3のみで、2、4及び5には記載しません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害の状況 ※特に上記の障害名に関わる内容を詳しく記述してください。 2 専門医等の意見 ※専門医等からの意見聴取内容を記載してください。 3 保護者の考え・要望 [ex]県立〇〇支援学校へ入学させたい意向である。 ※障害名に応じた学校名を具体的に記入してください。 ※訪問教育や医療的ケアの希望がある場合は記入してください。 ※黒石原支援学校の場合は、通学か入院か記入してください。 4 就学指導委員会の意見 5 市町村教育委員会の判断 ※訪問教育が適当な場合には、その旨を記載してください。 						

上記の経緯により、本教育委員会において、特別支援学校に就学すべきものであると判断しました。

平成 年 月 日

〇〇市町村教育委員会 印

熊本県教育委員会 様

③学齢簿の写し（例）

（各市町村教育委員会の様式により、その写しを添付してください。）



学 齢 簿

学 齢 児 童 生 徒	氏 名			生年月日				
				性 別				
現住所	市 丁目 番 号		地 番 地					
保 護 者	氏 名			学齢児童生徒 との関係				
		市 丁目 番 号		地 番 地				
就 学	小 学 校 （ 小 学 部 ）	学 校 名			異 動 事 項			
		入学年月日	平成	年			月	日
		卒業年月日	平成	年			月	日
		就学状況						
就 学	中 学 校 （ 中 学 部 ）	学 校 名			異 動 事 項			
		入学年月日	平成	年			月	日
		卒業年月日	平成	年			月	日
		就学状況						
不 就 学	猶 予	許可年月日						
		事 由						
		期 間						
		復学年月日						
不 就 学	免 除	許可年月日						
		事 由						
		復学年月日						

原本と相違ないことを証明する。

〇〇教育委員会 印

平成〇〇年〇月〇日

(3) 特別支援学校からの小・中学校への転学手続き
 (視覚障害者等でなくなったものの通知) (熊本県立特別支援学校学則第5号様式)

〇〇第 号
 平成 年 月 日

熊本県教育委員会 様

県立〇〇支援学校長

氏 名 印

(視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者) でな
 くなったものについて (通知)

このことについて、下記のとおり通知します。

記

区 分	児 童 ・ 生 徒	保 護 者	
氏 名			
住 所			
生年月日		続 柄	
治ゆした障害の種類		備 考	

(小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものの通知)
(熊本県立特別支援学校学則第5号様式の2)

○○第 号
 平成 年 月 日

熊本県教育委員会 様

県立○○支援学校長

氏 名 印

小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものについて
 (通知)

このことについて、下記のとおり通知します。

記

区 分	児 童 ・ 生 徒	保 護 者	
氏 名			
住 所			
生年月日		続 柄	
小学校又は中学校に就学することが適当である と思料するものの障害の種類			
小学校又は中学校に就学することが適当である と思料する理由			

(4) 県立以外の特別支援学校への就学手続き
 (※国立及び市立の特別支援学校の場合)

①熊本県立学校以外の特別支援学校入学者通知書

熊本県立学校以外の特別支援学校入学者通知書

児 童 (生 徒)					保 護 者			備 考	
番 号	氏 名	性 別	生年月日	学 年	住 所	氏 名	続 柄		住 所

特別支援学校就学該当者のうち、上記の者は（ ）学校に入学しますので、学校教育法施行令第17条の規定により、就学を承諾する権限を有する者の承諾書を添えてお届けします。

平成 年 月 日

〇〇市町村教育委員会 印

熊本県教育委員会 様

②就学を承諾する権限を有する者の承諾書

() 学校入学承諾書

児童（生徒）氏名	
生 年 月 日	
児童（生徒）住所	
保 護 者 名	
保 護 者 住 所	
備 考	※児童福祉施設に入所の場合、施設名及び施設長名

上記の（ ※児童生徒名 ）の（ ）学校入学について承諾します。

平成 年 月 日

熊本大学教育学部附属特別支援学校長 印
八代市教育委員会

※〇〇〇教育委員会 様

※児童生徒の住所の存する教育委員会あて。ただし、八代支援学校に就学する児童生徒で八代市に在住する場合には熊本県教育委員会あて。

③区域外就学届出書

※保護者⇒熊本県教育委員会

区 域 外 就 学 届 出 書

平成 年 月 日

熊本県教育委員会 様

住所
保護者
氏名 印

次のとおり就学させますので、学校教育法施行令第17条の規定により、入学承諾書を添えて届け出ます。

児童生徒等	住 所			
	氏 名		性別	
	生 年 月 日			
	就学する学校			
	入 学 期 日			

VII 関係法令等

《法令》

- 1 学校教育法（抄）（昭和22年3月31日法律第26号）
- 2 学校教育法施行令（抄）（昭和28年10月31日政令第340号）
- 3 学校教育法施行規則（抄）（昭和22年5月23日文部省令第11号）
- 4 熊本県立特別支援学校学則（抄）（昭和41年3月12日教育委員会規則第9号）
- 5 学校教育法施行細則（抄）（昭和33年8月28日教育委員会規則第13号）
- 6 熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則の別表（昭和41年3月12日教育委員会規則第10号）

《通知》

- 1 学校教育法施行令の一部改正について（通知）平成25年9月1日付け25文科初第655号
- 2 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月4日付け25文科初第756号

《報告》

- 1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）概要 中央教育審議会初等中等教育分科会 平成24年7月23日

《法令》

1 学校教育法（抄）（昭和22年3月31日法律第26号）

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

② 保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

③ 前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

② 特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

② 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

一 知的障害者

二 肢体不自由者

三 身体虚弱者

四 弱視者

五 難聴者

六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

③ 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

2 学校教育法施行令（抄）

（昭和28年10月31日政令第340号）

第一章 就学義務

第一節 学齢簿（学齢簿の編製）

第一条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、当該市町村の区域内に住所を有する学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法（以下「法」という。）第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）について、学齢簿を編製しなければならない。

2 前項の規定による学齢簿の編製は、当該市町村の住民基本台帳に基づいて行なうものとする。

3 市町村の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、第一項の学齢簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

4 第一項の学齢簿に記載（前項の規定により磁気ディスクをもつて調製する学齢簿にあつては、記録。以下同じ。）をすべき事項は、文部科学省令で定める。

第二条 市町村の教育委員会は、毎学年の初めから五月前までに、文部科学省令で定める日現在において、当該市町村に住所を有する者で前学年の初めから終わりまでの間に満六歳に達する者につい

て、あらかじめ、前条第一項の学齢簿を作成しなければならない。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第三条 市町村の教育委員会は、新たに学齢簿に記載をすべき事項を生じたとき、学齢簿に記載をした事項に変更を生じたとき、又は学齢簿の記載に錯誤若しくは遺漏があるときは、必要な加除訂正を行わなければならない。

(児童生徒等の住所変更に関する届出の通知)

第四条 第2条に規定する者、学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒等」と総称する。）について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第23条の規定による届出（第2条に規定する者にあつては、同条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更に係るこれらの規定による届出に限る。）があつたときは、市町村長（特別区にあつては区長とし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（第23条第8号及び第26条第3項において「指定都市」という。）にあつてはその区の区長とする。）は速やかにその旨を当該市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第二節 小学校、中学校及び中等教育学校
(入学期日等の通知、学校の指定)

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない。

第六条 前条の規定は、次に掲げる者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから二月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

- 一 就学予定者で前条第一項に規定する通知の期限の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載されたもの又は学齢児童若しくは学齢生徒でその住所地の変更により当該学齢簿に新たに記載されたもの（認定特別支援学校就学者及び当該市町村の設置する小学校又は中学校に在学する者を除く。）
- 二 次条第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒
- 三 第六条の三第二項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 四 第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒（認定特別支援学校就学者を除く。）
- 五 第十二条第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 六 第十二条の二第一項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち、認定特別支援学校就学者の認定をした者以外の者（同条第三項の通知に係る学齢児童及び学齢生徒を除く。）
- 七 小学校又は中学校の新設、廃止等によりその就学させるべき小学校又は中学校を変更する必要を生じた児童生徒等

第六条の二 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等でなくなつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又

は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知しなければならない。

第六条の三 特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒でその障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化により当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するもの（視覚障害者等でなくなった者を除く）があるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その氏名及び同項の通知があつた旨を通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について、当該特別支援学校に引き続き就学させることが適当であると認めたときは、都道府県の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。
- 4 都道府県の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、第一項の校長に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

第六条の四 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち視覚障害者等でなくなったものがあるときは、その在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

第七条 市町村の教育委員会は、第五条第一項（第六条において準用する場合を含む。）の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき小学校又は中学校の校長に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

第八条 市町村の教育委員会は、第五条第二項（第六条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。

（区域外就学等）

第九条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く）以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

第十条 学齢児童及び学齢生徒でその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校（併設型中学校を除く。）以外の小学校若しくは中学校又は中等教育学校に在学するものが、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程の全課程を修了する前に退学したときは、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節 特別支援学校

(特別支援学校への就学についての通知)

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた者については、適用しない。

第十一条の二 前条の規定は、小学校に在学する学齢児童のうち視覚障害者等で翌学年の初めから特別支援学校の中学部に就学させるべき者として認定特別支援学校就学者の認定をしたものについて準用する。

第十一条の三 第十一条の規定は、第二条の規定により文部科学省令で定める日の翌日以後の住所地の変更により当該市町村の教育委員会が作成した学齢簿に新たに記載された児童生徒等のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「翌学年の初めから三月前までに（翌学年の初日から三月前の応当する日以後に当該学齢簿に新たに記載された場合にあつては、速やかに）」と読み替えるものとする。

2 第十一条の規定は、第十条又は第十八条の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者について準用する。この場合において、第十一条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

第十二条 小学校、中学校又は中等教育学校に在学する学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者等になつたものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、速やかに、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

第十二条の二 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等で小学校、中学校又は中等教育学校に在学するもののうち、その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によりこれらの小学校、中学校又は中等教育学校に就学させることが適当でなくなつたと思料するものがあるときは、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する小学校、中学校又は中等教育学校の校長は、当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

2 第十一条の規定は、前項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒のうち認定特別支援学校就学者の認定をした者について準用する。この場合において、同条第一項中「翌学年の初めから三月前までに」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による通知を受けた市町村の教育委員会は、同項の通知を受けた学齢児童又は学齢生徒について現に在学する小学校、中学校又は中等教育学校に引き続き就学させることが適当であると認めるときは、同項の校長に対し、その旨を通知しなければならない。

(学齢簿の加除訂正の通知)

第十三条 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について第三条の規定による加除訂正をしたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(区域外就学等の届出の通知)

第十三条の二 市町村の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知に係る児童生徒等について、その通知の後に第九条第一項又は第十七条の届出があつたときは、速やかに、都道府県の教育委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(特別支援学校の入学期日等の通知、学校の指定)

第十四条 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等及び特別支援学校の新設、廃止等によりその就学させるべき特別支援学校を変更する必要を生じた児童生徒等について、その保護者に対し、第十一条第一項（第十一条の二において準用する場合を含む。）の通知を受けた児童生徒等にあつては翌学年の初めから二月前までに、その他の児童生徒等にあつては速やかに特別支援学校の入学期日を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の設置する特別支援学校が二校以上ある場合においては、前項の通知において当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定しなければならない。
- 3 前二項の規定は、前条の通知を受けた児童生徒等については、適用しない。

第十五条 都道府県の教育委員会は、前条第一項の通知と同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を通知しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前条第二項の規定により当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校を指定したときは、前項の市町村の教育委員会に対し、同項に規定する事項のほか、その指定した特別支援学校を通知しなければならない。

第十六条 都道府県の教育委員会は、第十四条第二項の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した特別支援学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者並びに前条の通知をした特別支援学校の校長及び市町村の教育委員会に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した特別支援学校の校長に対し、同条第一項の通知をしなければならない。

(区域外就学等)

第十七条 児童生徒等のうち視覚障害者等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

第十八条 学齢児童及び学齢生徒のうち視覚障害者等でその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが、特別支援学校の小学部又は中学部の全課程を修了する前に退学したときは、当該特別支援学校の校長は、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第三節の二 保護者及び視覚障害者等の就学に関する専門的知識を有する者の意見聴取

第十八条の二 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く））において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二章 視覚障害者等の障害の程度

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

3 学校教育法施行規則（抄）

（昭和22年5月23日文部省令第11号）

第一百三十八條 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條の規定並びに第七十二條から第七十四條までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第一百四十條 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十條第一項、第五十一條及び第五十二條の規定並びに第七十二條から第七十四條までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この條の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

4 熊本県立特別支援学校学則（抄）

（昭和41年3月12日教育委員会規則第9号）

第4章 入学、転学、退学及び休学等
（特別支援学校の入学期日等の通知）

第12条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第14条の規定による特別支援学校の小学部又は中学部に就学する児童生徒等の保護者に対する委員会からの入学期日等の通知は、通知書（第2号様式）をもってする。

2 施行令第15条の規定による児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に対する委員会からの当該児童生徒等の氏名及び入学期日等の通知は、通知書（第3号様式、第4号様式）をもってする。

（視覚障害者等でなくなったものの通知）

第12条の2 施行令第6条の2第1項の規定による委員会に対する当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長からの視覚障害者等でなくなったものの通知は、通知書（第5号様式）に医師の診断書を添えてしなければならない。

2 施行令第6条の2第2項の規定による当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対する委員会からの視覚障害者等でなくなったものの通知は、通知書（第6号様式）をもってする。

（小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものの通知）

第12条の3 施行令第6条の3第1項の規定による委員会に対する当該学齢児童又は学齢生徒の在学する特別支援学校の校長からの小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものの通知は、通知書（第5号様式の2）をもってする。

2 施行令第6条の3第2項の規定による当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に対する委員会からの小学校又は中学校に就学することが適当であると思料するものの通知は、通知書（第6号様式の2）をもってする。

5 学校教育法施行細則（抄）

（昭和33年8月28日教育委員会規則第13号）

（特別支援学校への就学についての通知）

第10条 令第11条及び第12条第2項の規定による特別支援学校への就学の通知は、通知書（別記第5号様式）に経緯の説明書（別記第5号様式の2）を添えてしなければならない。

（視覚障害者等でなくなったものの通知）

第11条 令第6条の2第1項の規定による視覚障害者等でなくなったものについて、当該学齢児童又は学齢生徒の在学する市町村の設置する特別支援学校の校長は、速やかに、通知書（別記第6号様式）に医師の診断書を添えて、当該学校の設置者である市町村の教育委員会を經由して委員会に通知しなければならない。

6 「熊本県立特別支援学校の部、科、学科、当該学校が主として行う教育、修業年限等に関する規則」の別表
(昭和41年3月12日教育委員会規則第10号)

学 校	区 分	当該学校が主として行う教育	部	科	学 科	年限
熊本県立盲学校	本 校	視覚障害者に対する教育	幼稚部			3年
			小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通 保健医療	3年 3年
				専攻科	理 療 保健医療	3年 3年
熊本県立熊本聾学校	本 校	聴覚障害者に対する教育	幼稚部			3年
			小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通 理 容	3年 3年
				専攻科	理 容	2年
熊本県立ひのくに 高等支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	園 芸 工 芸 クリーニング 窯 業	3年 3年 3年 3年
熊本県立熊本支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
	高等部東町 分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立熊本かがやきの森 支援学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立松橋西支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
	高等部上益 城分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立松橋支援学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
		知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3年
			高等部	本 科	園 芸 工 芸	3年 3年
	高等部氷川 分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立松橋東支援学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	幼稚部			3年
			小学部			
			中学部			
熊本県立荒尾支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立大津支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立菊池支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
	高等部山鹿 分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3年

熊本県立黒石原支援学校	本 校	病弱者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立小国支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立芦北支援学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
	高等部佐敷分教室	知的障害者に対する教育	高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立球磨支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立天草支援学校	本 校	知的障害者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年
熊本県立苓北支援学校	本 校	肢体不自由者に対する教育	小学部			
			中学部			
			高等部	本 科	普 通	3年

《通知》

1 学校教育法施行令の一部改正について（通知）

25文科初第655号
平成25年9月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人特別支援教育総合研究所理事長

文部科学事務次官
山 中 伸 一
(印影印刷)

学校教育法施行令の一部改正について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行令の一部を改正する政令」（以下「改正令」という。）が閣議決定され、平成25年8月26日付けをもって政令第244号として公布されました。その改正の趣旨及び内容等は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処くださるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国

立大学法人学長におかれては附属学校に対して、改正の趣旨及び内容等について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(以下「報告」という。)において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

第2 改正の内容

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。以下同じ。)の就学に関する手続について、以下の規定の整備を行うこと。

1 就学先を決定する仕組みの改正(第5条及び第11条関係)

市町村の教育委員会は、就学予定者のうち、認定特別支援学校就学者(視覚障害者等のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。)以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから2月前までに、小学校又は中学校の入学期日を通知しなければならないとすること。

また、市町村の教育委員会は、就学予定者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから3月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならないとすること。

2 障害の状態等の変化を踏まえた転学(第6条の3及び第12条の2関係)

特別支援学校・小・中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行うこと。

3 視覚障害者等による区域外就学等(第9条、第10条、第17条及び第18条関係)

視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小・中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。また、視覚障害者等である児童生徒等をその住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合等の規定を整備すること。

4 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大(第18条の2関係)

市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、小学校、中学校又は特別支援学校への就学又は転学に係る通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

5 施行期日(附則関係)

改正令は、平成25年9月1日から施行すること。

第3 留意事項

- 1 平成23年7月に改正された障害者基本法第16条においては、障害者の教育に関する以下の規定が置かれているところであり、障害のある児童生徒等の就学に関する手続については、これらの規定を踏まえて対応する必要があること。特に、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取は、市町村の教育委員会において、当該視覚障害者等が認定特別支援学校就学者に当たるかどうかを判断する前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

【参考：障害者基本法（抄）】

（教育）

- 第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。
 - 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
 - 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
 - 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。
- 2 以上のほか、障害のある児童生徒等の就学に関する手続に関しては、報告において、「現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされており、この点についても留意する必要があること。

2 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

25文科初第756号
平成25年10月4日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長

文部科学省初等中等教育局長
前川 喜平
(印影印刷)

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（平成24年7月）」における提言等を踏まえた、学校教育法施行令の一部改正の趣旨及び内容等については、「学校教育法施行令の一部改正について（通知）」（平成25年9月1日付け25文科初第655号）をもってお知らせしました。この改正に伴う、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に対処下さるようお願いいたします。

なお、「障害のある児童生徒の就学について（通知）」（平成14年5月27日付け14文科初第291号）は廃止します。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人学長におかれては附属学校に対して、下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講ずること。

(2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

(3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

2 特別支援学校への就学

(1) 就学先の決定

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもののうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

(2) 障害の判断に当たっての留意事項

ア 視覚障害者

専門医による精密な診断に基づき総合的に判断を行うこと。なお、年少者、知的障害者等に対する視力及び視力以外の視機能の検査は困難な場合が多いことから、一人一人の状態に応じて、検査の手順や方法をわかりやすく説明するほか、検査時の反応をよく確認すること等により、その正確を期するように特に留意すること。

イ 聴覚障害者

専門医による精密な診断結果に基づき、失聴の時期を含む生育歴及び言語の発達の状態を考慮して総合的に判断を行うこと。

ウ 知的障害者

知的機能及び適応機能の発達の状態の両面から判断すること。標準化された知能検査等の知的機能の発達の遅滞を判断するために必要な検査、コミュニケーション、日常生活、社会生活等に関する適応機能の状態についての調査、本人の発達に影響がある環境の分析等を行った上で総合的に判断を行うこと。

エ 肢体不自由者

専門医の精密な診断結果に基づき、上肢、下肢等の個々の部位ごとにとらえるのではなく、身体全体を総合的に見て障害の状態を判断すること。その際、障害の状態の改善、機能の回復に要する時間等を併せ考慮して判断を行うこと。

オ 病弱者（身体虚弱者を含む。）

医師の精密な診断結果に基づき、疾患の種類、程度及び医療又は生活規制に要する期間等を考慮して判断を行うこと。

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2(2)と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの。

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

3 その他

(1) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(2) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

第2 早期からの一貫した支援について

1 教育相談体制の整備

市町村の教育委員会は、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備を進めることが重要であること。また、都道府県の教育委員会は、専門家による巡回指導を行ったり、関係者に対する研修を実施する等、市町村の教育委員会における教育相談体制の整備を支援することが適当であること。

2 個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある児童生徒等の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められること。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小・中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当であること。

3 就学先等の見直し

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達の種類、適応の状況等を勘案しながら、柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが適当であること。このためには、2の個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議等を定期的実施し、必要に応じて個別の教育支援計画等を見直し、就学先等を変更できるようにしていくことが適当であること。

4 教育支援委員会（仮称）

現在、多くの市町村の教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であること。

《報告》

1 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進 (報告) 概要

平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会特別委員会報告

はじめに

障害者の権利に関する条約の国連における採択、政府の障害者制度改革の動き、中央教育審議会での審議、障害者基本法の改正等について記述

1 共生社会の形成に向けて

(1) 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会である。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。このような社会を目指すことは、我が国において最も積極的に取り組むべき重要な課題である。

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

(2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方に基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子供にも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子供にも、更にはすべての子供にとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。

- ① 障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子供の教育の充実を図ることが重要である。
- ② 障害のある子供が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
- ④ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子供と共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子供に対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。

基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

(3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方

今後の進め方については、施策を短期（「障害者の権利に関する条約」批准まで）と中長期（同条約批准後の10年間程度）に整理した上で、段階的に実施していく必要がある。

短期：

就学相談・就学先決定の在り方に係る制度改革の実施、教職員の研修等の充実、当面必要な環境整備の実施。「合理的配慮」の充実のための取組。それらに必要な財源を確保して順次実施。

中長期：

短期の施策の進捗状況を踏まえ、追加的な環境整備や教職員の専門性向上のための方策を検討していく。最終的には、条約の理念が目指す共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムを構築していくことを目指す。

2 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談・支援

子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要である。また、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが重要である。

乳児期から幼児期にかけて、子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。

(2) 就学先決定の仕組み

就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。

現在、多くの市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。「教育支援委員会」（仮称）については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待される。

就学時に決定した「学びの場」は固定したものではなく、それぞれの児童生徒の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要である。

就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続の流れや就学先決定後も柔軟に転学できることなどについて、本人・保護者にあらかじめ説明を行うことが必要である（就学に関するガイドランス）。

本人・保護者と市町村教育委員会、学校等の意見が一致しない場合については、例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会への指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。

(3) 一貫した支援の仕組み

可能な限り早期から成人に至るまでの一貫した指導・支援ができるように、子供の成長記録や指導内容等に関する情報を、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用することが必要である。

(4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

都道府県教育委員会の就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。

就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国において、何らかのモデル的な取組を示すとともに、具体例の共有化を進めることが必要である。

3 障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

(1) 「合理的配慮」について

条約の定義に照らし、本特別委員会における「合理的配慮」とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、と定義した。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

障害のある子供に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子供に対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

「合理的配慮」の決定に当たっては、障害者の権利に関する条約第24条第1項にある、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。なお、設置者・学校と本人・保護者の意見が一致しない場合には、「教育支援委員会」（仮称）の助言等により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

(2) 「基礎的環境整備」について

「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。

共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、インクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていくことが必要である。

(3) 学校における「合理的配慮」の観点

「合理的配慮」の観点について整理するとともに、障害種別の「合理的配慮」は、その代表的なものと考えられるものを例示している。示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。

複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別の「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。

(4) 「合理的配慮」の充実

これまで学校においては、障害のある児童生徒等への配慮は行われてきたものの、「合理的配慮」は新しい概念であり、現在、その確保についての理解は不十分であり、学校・教育委員会、本人・保護者の双方で情報が不足していると考えられる。そのため、早急に「合理的配慮」の充実に向けた調査研究事業を行い、それに基づく国としての「合理的配慮」のデータベースを整備し、各教育委員会の参考に供することが必要である。また、中長期的には、それらを踏まえて、「合理的配慮」、「基礎的環境整備」を充実させていくことが重要であり、必要に応じて、学校における「合理的配慮」の観点や代表的なものと考えられる例を見直していくことが考えられる。

「合理的配慮」は、その障害のある子供が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要であり、それについても研究していくことが重要である。例えば、個別の教育支援計画、個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

(1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保

多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。

通常の学級においては、少人数学級の実現に向けた取組や複数教員による指導など指導方法の工夫改善を進めるべきである。

特別支援教育により多様な子供のニーズに的確に対応していくためには、教員だけの対応では限界がある。校長のリーダーシップの下、校内支援体制を確立し、学校全体で対応する必要があることは言うまでもないが、その上で、例えば、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に定める教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、さらには、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の活用を図ることにより、障害のある子供への支援を充実させることが必要である。

医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても、必要に応じ確保していく必要がある。

通級による指導を行うための教職員体制の充実が必要である。

幼稚園、高等学校における環境整備の充実のため、特別支援学校のセンター的機能の活用等により教員の研修を行うなど、各都道府県教育委員会が環境を整えていくことが重要である。

(2) 学校間連携の推進

域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により、域内のすべての子供一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である。

特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に関する相談・情報提供機能、障害のある児童生徒等への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある児童生徒等への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有している。今後、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）の中でコーディネーター機能を発揮し、通級による指導など発達障害をはじめとする障害のある児童生徒等への指導・支援機能を拡充するなど、インクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、センター的機能の一層の充実を図るとともに、専門性の向上にも取り組む必要がある。

域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）や特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、各特別支援学校の役割分担を、地域別や機能別といった形で、明確化しておくことが望ましく、そのための特別支援学校ネットワークを構築することが必要である。

(3) 交流及び共同学習の推進

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生

徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる。

特別支援学校と幼・小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習については、双方の学校における教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど交流及び共同学習の更なる計画的・組織的な推進が必要である。その際、関係する都道府県教育委員会、市町村教育委員会等との連携が重要である。また、特別支援学級と通常の学級との間で行われる交流及び共同学習についても、各学校において、ねらいを明確にし、教育課程に位置付けたり、年間指導計画を作成したりするなど計画的・組織的な推進が必要である。

(4) 関係機関等との連携

医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。

5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(1) 教職員の専門性の確保

インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍していることから必須である。これについては、教員養成段階で身に付けることが適当であるが、現職教員については、研修の受講等により基礎的な知識・技能の向上を図る必要がある。

すべての教員が多岐にわたる専門性を身に付けることは困難なことから、必要に応じて、外部人材の活用も行い、学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。

(2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方

学校全体としての専門性を確保していく上で、校長等の管理職のリーダーシップは欠かせない。また、各学校を支援する、教育委員会の指導主事等の役割も大きい。このことから、校長等の管理職や教育委員会の指導主事等を対象とした研修を実施していく必要がある。

特別支援学校教員

の特別支援学校教諭免許状（当該障害種又は自立教科の免許状）取得率は約7割となっており、特別支援学校における教育の質の向上の観点から、取得率の向上による担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。このため、養成、採用においては、その取得について留意すべきである。特に現職教員については、免許法認定講習の受講促進等の取組を進めるとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きい。このため、専門的な研修の受講等により、担当教員としての専門性を早急に担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ることが必要である。

(3) 教職員への障害のある者の採用・人事配置

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、学校においても、障害のある者が教職員という職業を選択することができるよう環境整備を進めていくことが必要である。

VIII 関係資料

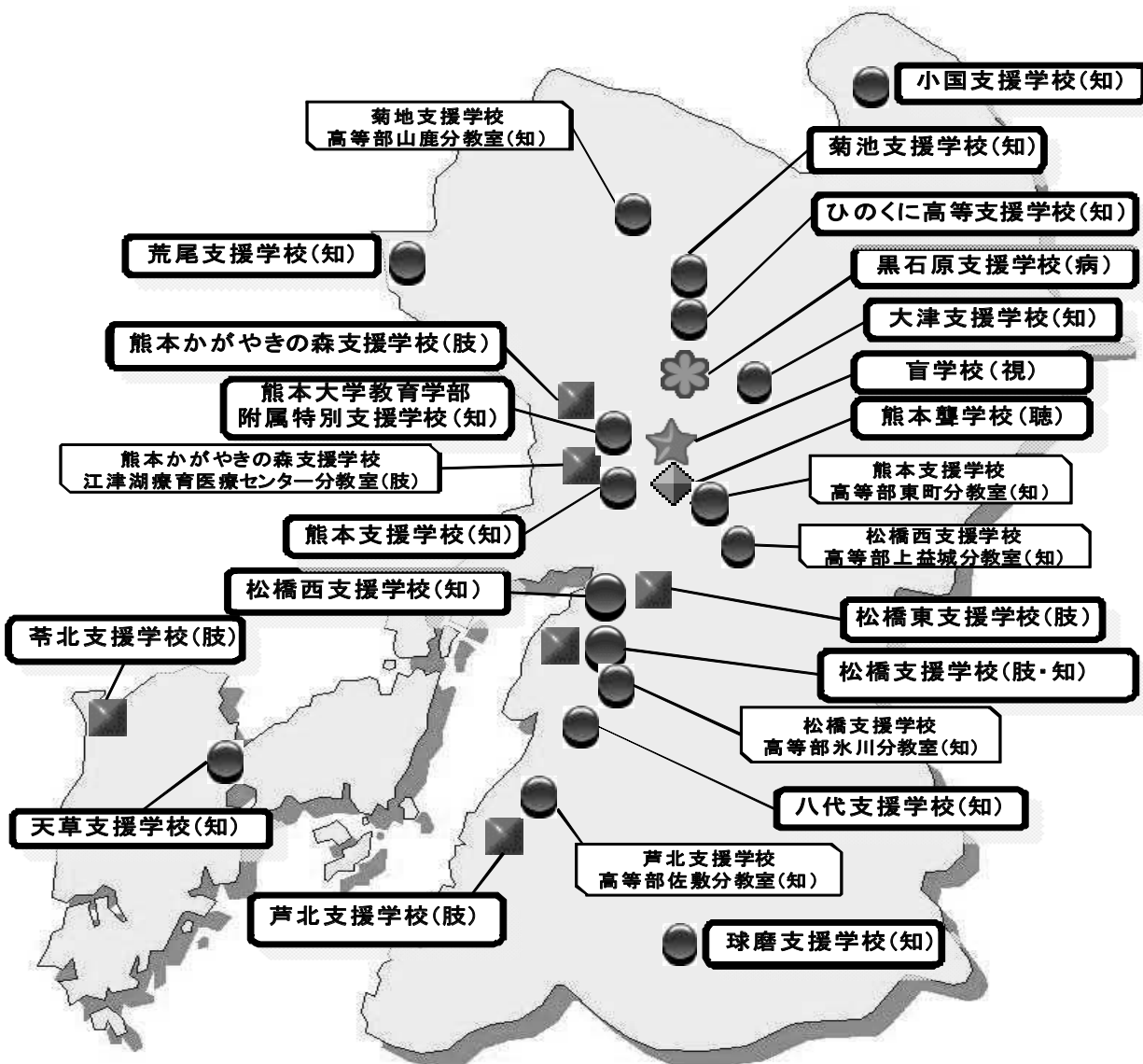
1 特別支援学校一覧

種類	設置者	学校名	学級数	幼児 児童 生徒数	学部				寄 宿 舎	〒	住 所	電 話	
					幼	小	中	高					
視覚障がい	県	盲学校	23	61	○	○	○	○	○	862-0901	熊本市東区東町3丁目14-1	096-368-3147	
聴覚障がい	県	熊本聾学校	26	78	○	○	○	○	○	862-0901	熊本市東区東町3丁目14-2	096-368-2135	
知的障がい	県	ひのくに高等支援学校	12	108				○	○	861-1101	合志市合生4360-7	096-249-1001	
	県	熊本支援学校	本校	45	197	○	○	○			862-0941	熊本市中央区出水5丁目5-16	096-371-2323
			高等部東町分教室	6	60				○		862-0901	熊本市東区東町3丁目14-2 (熊本聾学校内)	096-331-0220
			松橋西支援学校	25	116	○	○	○			869-0502	宇城市松橋町松橋308-1	0964-33-2797
	本校												
	高等部上益城分教室	3	14				○		861-4606	上益城郡甲佐町横田327 (甲佐高等学校内)	096-235-8040		
	県	荒尾支援学校	26	122		○	○	○		864-0032	荒尾市増永西長浦2299-3	0968-62-1131	
	県	大津支援学校	18	148		○	○	○		869-1235	菊池郡大津町室1381	096-293-0486	
	県	菊池支援学校	本校	31	146		○	○	○		861-1101	合志市合生4300	096-242-0069
			高等部山鹿分教室	新設 平成26年4月設置					○		861-0304	山鹿市鹿本町御宇田312 (鹿本商工高等学校内)	0968-46-5638
	県	小国支援学校	10	33		○	○	○		869-2501	阿蘇郡小国町宮原2635-2	0967-46-4370	
	県	球磨支援学校	16	68		○	○	○		868-0501	球磨郡多良木町多良木4217	0966-42-3792	
	県	天草支援学校	12	68		○	○	○		863-0005	天草市本町新休972	0969-23-0141	
	国	熊本大学教育学部附属特別支援学校	9	60		○	○	○		860-0862	熊本市中央区黒髪5丁目17-1	096-342-2956	
市	八代市立八代支援学校※1	19	78		○	○	○		866-0014	八代市高島町1-6	0965-32-3251		
肢体不自由と知的障がい	県	松橋支援学校	本校(肢)	20	56		○	○	○	○	869-0543	宇城市松橋町南豊崎252	0964-32-0729
			高等部専門学科(知)	6	53				○				
			高等部氷川分教室(知)	新設 平成26年4月設置					○		869-4201	八代市鏡町鏡村937	未定
	県	芦北支援学校	本校(肢)	9	23		○	○	○		869-5461	葦北郡芦北町芦北2829-8	0966-82-4627
			高等部佐敷分教室(知)	3	17				○		869-5431	葦北郡芦北町乙千屋20-2 (芦北高等学校内)	0966-61-3303
肢体不自由	県	熊本かがやきの森支援学校	本校	新設 平成26年4月開校				○	○	○	860-0046	※新校舎竣工までは熊本支援学校内 (熊本市中央区出水5丁目5-16)	096-371-2366
			江津湖療育医療センター分教室	5	13		○	○	○		862-0947	熊本市東区画図町重富575	096-379-4420
			松橋東支援学校	9	22	○	○	○			869-0524	宇城市松橋町豊福2910	0964-32-1726
	県	苓北支援学校	8	22		○	○	○		863-2503	天草郡苓北町志岐太田尾1120	0969-35-1780	
病弱	県	黒石原支援学校	37	110		○	○	○		861-1102	合志市須屋2659	096-242-0156	
計		19校	※2 392	※3 1,673	※1平成26年4月1日より「八代市立八代養護学校」から「八代市立八代支援学校」へ校名変更予定 ※2※3学級数、幼児児童生徒数は平成25年5月1日現在								

2 特別支援学校の県内分布

視覚障がい者に対する教育	1校
聴覚障がい者に対する教育	1校
知的障がい者に対する教育	11校
肢体不自由者と知的障がい者に対する教育	2校
肢体不自由者に対する教育	3校
病弱者に対する教育	1校

本校	19校
分教室	6箇所



3 特別支援学級、通級指導教室の児童生徒数、学級数

(平成25年5月1日現在)

区分	知的障がい		自閉症・情緒		弱視		難聴		肢体不自由		病弱		合計		通級		総計		
	小・中	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
熊本市 教育 委員会 事務所	小	92	335	106	446	4	4	7	10	20	24	18	28	247	867	43	457	290	1324
	中	41	170	50	233			3	4	5	6	5	8	104	421	5	28	109	449
	計	133	505	156	679	4	4	10	14	25	30	23	36	351	1288	48	485	399	1773
宇城 教育 事務所	小	14	39	21	74	1	1	4	4	2	2	1	1	43	121	6	80	49	201
	中	7	24	4	9			1	1	2	2	1	1	15	37	3	16	18	53
	計	21	63	25	83	1	1	5	5	4	4	2	2	58	158	9	96	67	254
玉名 教育 事務所	小	31	52	31	81	1	1	5	5	9	11	1	1	78	151	4	24	82	175
	中	10	24	13	37			1	1	1	1			25	63	2	8	27	71
	計	41	76	44	118	1	1	6	6	10	12	1	1	103	214	6	32	109	246
山鹿市 教育 委員会	小	17	51	14	45			1	2	2	2			34	100	3	27	37	127
	中	6	19	7	22					1	1	1	1	15	43	2	37	17	80
	計	23	70	21	67			1	2	3	3	1	1	49	143	5	64	54	207
菊池 教育 事務所	小	26	89	35	180			7	10	10	13	8	8	86	300	4	54	90	354
	中	12	37	13	49	1	1	3	3	5	7			34	97			34	97
	計	38	126	48	229	1	1	10	13	15	20	8	8	120	397	4	54	124	451
阿蘇 教育 事務所	小	12	29	16	42			4	4	4	4			36	79	4	44	40	123
	中	8	21	9	16			1	1	1	1			19	39	1	3	20	42
	計	20	50	25	58			5	5	5	5			55	118	5	47	60	165
上益城 教育 事務所	小	16	32	15	42			1	1	4	4	1	1	37	80	2	11	39	91
	中	7	17	6	21					2	2			15	40			15	40
	計	23	49	21	63			1	1	6	6	1	1	52	120	2	11	54	131
八代 教育 事務所	小	20	63	29	123			3	4	6	7	3	4	61	201	5	24	66	225
	中	14	35	7	17			1	1	4	6	3	3	29	62	1	6	30	68
	計	34	98	36	140			4	5	10	13	6	7	90	263	6	30	96	93
芦北 教育 事務所	小	7	21	10	37					2	2			19	60	1	8	20	68
	中	7	15	4	15					1	1			12	31			12	31
	計	14	36	14	52					3	3			31	91	1	8	32	99
球磨 教育 事務所	小	20	53	24	102	1	1	7	8	3	3	3	3	58	170	6	55	64	225
	中	8	18	7	18	1	1	1	1					17	38	2	10	19	48
	計	28	71	31	120	2	2	8	9	3	3	3	3	75	208	8	65	83	273
天草 教育 事務所	小	25	66	25	57			2	3	7	8	3	3	62	137	3	14	65	151
	中	12	29	14	22			1	1	5	5			32	57	1	5	33	62
	計	37	95	39	79			3	4	12	13	3	3	94	194	4	19	98	213
合計	小	280	850	326	1229	7	7	41	51	69	80	38	49	761	2266	81	798	842	3064
	中	132	409	134	459	2	2	12	13	27	32	10	13	317	928	17	113	334	1041
	計	412	1259	460	1688	9	9	53	64	96	112	48	62	1078	3194	98	911	1176	4105

4 関連機関一覧

1 県・熊本市等の関連機関・相談機関

No.	機 関 名	〒	住 所	電 話
1	熊本県立教育センター	861-0543	山鹿市小原（無番地）	0968-44-6611 （教育相談室）
2	熊本県福祉総合相談所	862-0939	熊本市東区长嶺南2-3-3	096-381-4411
3	熊本県八代児童相談所	866-0811	八代市西片町1660	0965-33-3111
4	熊本市児童相談所	862-0971	熊本市中央区大江5-1-50	096-366-8181
5	熊本県こども総合療育センター	869-0524	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143
6	熊本市子ども発達支援センター	862-0971	熊本市中央区大江5-1-1	096-366-8240
7	熊本市教育相談室	862-0971	熊本市中央区大江5-1-50	096-362-7070
8	熊本市障がい者福祉相談所	862-0971	熊本市中央区大江5-1-50	096-362-6500
9	熊本県北部発達障がい者支援センター 「わっふる」	869-1217	菊池郡大津町森54-2	096-293-8189
10	熊本県南部発達障がい者支援センター 「わるつ」	866-0885	八代市永碓町1297-1 森内ビル201号室	0965-62-8839
11	熊本市発達障がい者支援センター 「みなわ」	862-0971	熊本市中央区大江5-1-1	096-366-1919

2 福祉型障がい児入所施設

No.	施 設 名	〒	住 所	電 話	設置 主体	定 員
1	大江学園	862-0970	熊本市東区渡鹿8丁目16番46号	096-364-0070	法人	70人
2	愛育学園	860-0875	熊本市北区清水新地1丁目3-1	096-344-8705	法人	80人
3	熊本ライトハウス	862-0908	熊本市東区新生1丁目23-11	096-368-2013	法人	20人
4	陽光学園	861-0822	玉名郡南関町上坂下790番	0968-53-9126	法人	30人
5	大津町若草児童学園	869-1233	菊池郡大津町大津214番地の1	096-293-2467	法人	50人
6	サポートセンター 第一悠愛	869-2501	阿蘇郡小国町宮原2617	0967-46-2616	法人	30人
7	多良木町立多良木学園	868-0502	球磨郡多良木町黒肥地6525-38	0966-42-2692	町	30人
8	天草学園	863-0006	天草市本町下河内680	0969-22-3873	法人	40人

3 医療型障がい児入所施設

No.	施 設 名	〒	住 所	電 話	設置 主体	定 員
1	熊本県こども総合療育 センター	869-0524	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143	県	60人
2	くまもと江津湖療育医 療センター	862-0947	熊本市東区画図町重富餅溝575	096-370-0501	法人	86人
3	くまもと芦北療育医療 センター	869-5461	葦北郡芦北町芦北2813	0966-82-2431	法人	200人
4	はまゆう療育園	863-2503	天草郡苓北町志岐1059	0969-35-1258	法人	170人

4 福祉型児童発達支援センター

No.	施設名	〒	住所	電話	設置主体	定員
1	熊本県こども総合療育センター	869-0524	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143	県	30人
2	熊本県ひばり園	862-0939	熊本市東区長嶺南2丁目3-2	096-382-1939	県	20人
3	済生会なでしこ園	861-4112	熊本市南区白藤3丁目2-71	096-357-6615	法人	30人
4	三気の家	860-0872	熊本市北区室園町20-40	096-346-3323	法人	24人
5	児童発達支援センター 輝なっせ	861-1331	菊池市隈府110番地4	0968-24-5667	法人	10人
6	くまもと芦北通園センター	869-5461	葦北郡芦北町大字芦北2813	0966-82-2431	法人	15人

5 医療型児童発達支援センター

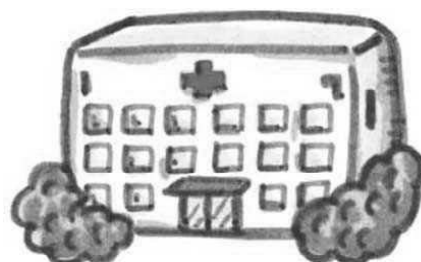
No.	施設名	〒	住所	電話	設置主体	定員
1	熊本県こども総合療育センター	869-0524	宇城市松橋町豊福2900	0964-32-1143	県	20人

6 指定医療機関

No.	施設名	〒	住所	電話	設置主体	定員
1	熊本再春荘病院	861-1102	合志市須屋2659	096-248-2111	独立行政法人	80人
2	菊池病院	861-1116	合志市福原208	096-242-1000		80人

7 情緒障害児短期治療施設

No.	施設名	〒	住所	電話	設置主体	定員
1	こどもL.E.C.センター	861-2234	上益城郡益城町古閑73	096-331-0210	法人	50人



※表紙等イラストは、熊本県立黒石原支援学校 弘 こそえ教諭に御協力いただきました。



就学事務の手引き

(平成26年3月発行 第5刷)

〔 第1刷 昭和55年2月 第2刷 平成 3年3月
第3刷 平成 7年3月 第4刷 平成17年6月 〕

発行者：熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課
〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18-1
TEL：096-333-2683
FAX：096-384-1563